

那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 令和元年9月12日(木) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 筒井かよ子 副委員長 富山 豪
委員 小泉 周司 委員 寺門 厚
委員 古川 洋一 委員 中崎 政長

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐以上と発言者)

副市長 宮本 俊美	教育長 大縄 久雄
財政課長 茅根 政雄	財政課長補佐 石井 宇史
会計管理者 清水 貴	保健福祉部長 川田 俊昭
社会福祉課長 生田目 奈若子	社会福祉課長補佐 秋山 雄一郎
こども課長 大森 晃子	こども課長補佐 住谷 孝義
菅谷保育所長 工藤 裕子	介護長寿課長 藤咲 富士子
介護長寿課長補佐 大内 正輝	介護保険G長 照沼 克美
保険課長 先崎 民夫	保険課長補佐 鈴木 伸一
健康推進課長 加藤 裕一	健康推進課長補佐 玉川 祐美子
健康増進G長 大島 雅子	教育部長 高橋 秀貴
学校教育課長 小橋 聡子	学校教育課長補佐 会沢 実
指導室長 沼田 義博	学校給食センター所長 荻津 厚緒
学校給食G長 津賀 卓	生涯学習課長 高安 正紀
生涯学習課長補佐 萩野谷 智通	スポーツ推進室長 柴田 真一
体育G長 坂本 博之	図書館長 平野 玉緒
歴史民俗資料館課長補佐 木内 忠	

職務のため出席した者の職氏名

議長 君嶋 寿男 事務局長 寺山 修一
次長 飛田 良則 次長補佐 横山 明子

会議に付した事件

- (1) 議案第59号 那珂市立幼稚園保育料徴収条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第61号 令和元年度那珂市一般会計補正予算(第2号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第62号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算
(第2号)

…原案のとおり可決すべきもの

- (4) 議案第 63 号 令和元年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（第 2 号）

…原案のとおり可決すべきもの

- (5) 議案第 65 号 平成 30 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について

…原案のとおり認定すべきもの

- (6) 請願第 3 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に
係る意見書採択を求める請願

…採択すべきもの

- (7) プレミアム付商品券事業の進捗状況について

…執行部より報告あり

- (8) 幼児教育・保育の無償化について

…執行部より報告あり

- (9) 待機児童解消の方策について

…執行部より報告あり

- (10) 那珂市いのちを支える自殺対策計画について

…執行部より報告あり

- (11) 学校給食の値上げについて

…執行部より報告あり

- (12) 成年年齢引下げ後の那珂市成人式について

…執行部より報告あり

- (13) かわまちづくり支援制度活用事業に関する詳細設計について

…執行部より報告あり

- (14) 茨城県市議会議長会議員研修会の出席者について

…小泉委員に決定

- (15) 「議員と語ろう会」について

…市民から出た意見について検討

- (16) 調査事項について

…これまでに行った視察について意見交換。今後の調査について協議。

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前 10 時 00 分）

委員長 皆さん、おはようございます。

本日の教育厚生常任委員会、ご出席ありがとうございます。昨日、おとといでしょうか、台風 15 号の茨城県直撃の襲来ということで、皆さんのお家でもそれなりに被害はあったかと思いますが、今、テレビ放送で見えておりますと、いまだに停電、断水の地域が何万

戸という形で続いております。この暑さの中、電気が来なかったら、もうこれは大変な事態だと思っております。冷蔵庫は使えないし、エアコンも使えないし。その中にいらっしゃる方はさぞかし大変な生活を送っていらっしゃると思います。日ごろから、この防災については我々もしっかりと心して生活しておくことがいかに大切なことかということを実感いたしました。ということで、本日の委員会、慎重な審議をお願いいたしまして、挨拶といたします。本日はよろしくお願いたします。

開会前にご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。

会議内の発言に際しましては、必ずマイクを使用してください。

携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開催いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。

3日目を迎えました委員会での審議、本日は教育厚生常任委員会での審議となります。委員の皆さんをはじめ執行部の皆さん、まことにご苦労さまです。

ただいま筒井委員長からも話がありましたように台風15号での影響、被害、県内もそうですけれども、先ほど話がありましたように、千葉県内、大変大きな被害を受けております。ちょっと知り合いが千葉県富津市に同業者がいまして、その方との連絡がとれなくて、やっと昨日、息子が千葉県のほうに行って、会って話をさせていただいたということなんですけれども、携帯の電波が届かない。そのために富津市ですから、アクアラインのほう、ちょっと海岸に出て、神奈川県電波を拾いながら連絡を取り合っているというような状態で、今、大変な思いをしているということなんです。

やはり電気が来ていないということで、工場内の機械も全部ストップ。それよりも何が大変だったというのを聞いたのは、風によって自分の家を守っていても、ほかから木材なり瓦が飛んできて、いつの間にか自分の家が破損していると、壊れてしまったと、そういう家がたくさんあるということです。ただ、きょうもテレビでも放送されていましたが、いろんな情報がまだこちらに放送されていないということで、大変苦労している方も多いかと思います。何か機会がありましたら、皆さんでもお見舞い等というか、役に立つことがあればぜひご支援のほどお願いをいたします。

本日、委員会での議案の審議は5件、請願1件、報告案件等も10件ありますので、筒井委員長のもとでのご審議をお願いをいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。

ご苦労さまです。

委員長 続きまして、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日、教育厚生常任委員会、ご出席大変お疲れさまでございます。

執行部からは、決算をはじめとした議案5件、その他協議・報告案件7件というところでございます。非常にボリュームがありますので、よろしくご審議のほどお願い申しあげまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 続きまして、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 改めまして、おはようございます。

国体のほうもきょうで開催前16日ということになりまして、今週は自衛隊が入りまして、今練習といたしますか、訓練といたしますか、それをやっている最中です。本番に向けて国体推進室を中心に、そして全庁を挙げて取り組んでまいりますので、引き続き皆様方にはご支援をお願いしたいと思います。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 本委員会の会議事件は別紙会議次第のとおりであります。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議をいたします。

これより議事に入ります。

議案第61号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

一般会計補正予算は、財政課より一括して説明を受け、その後で各担当課へ質疑を行うこととします。

では、初めに、財政課より一括して説明を求めます。

財政課長 財政課長の茅根です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、一般会計補正予算の1ページをごらんください。

議案第61号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正になります。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、高齢者保健福祉計画推進事業、総額529万3,000円、令和元年度281万1,000円、令和2年度248万2,000円。

5ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正になります。

事項につきまして、外国語指導助手設置業務、期間が令和元年度から令和4年度まで、限度額1億3,840万2,000円になります。

11ページをお願いいたします。

歳出、下段になります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 145 万 7,000 円。

12 ページをお願いいたします。

3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目児童措置費 7,452 万 9,000 円、3 目保育所費 2,036 万 6,000 円。

13 ページをお願いいたします。

3 款民生費、3 項生活保護費、1 目生活保護総務費 343 万円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 744 万 6,000 円。

15 ページをお願いいたします。中段になります。

9 款教育費、1 項教育総務費、4 目教育支援センター建築費 150 万円。

9 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費 600 万円。

16 ページをお願いいたします。

9 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費 770 万円。

9 款教育費、5 項社会教育費、4 目歴史民俗資料館費 513 万 6,000 円。

17 ページをお願いいたします。

9 款教育費、6 項保健体育費、1 目保健体育総務費 30 万円、4 目総合公園費 115 万 5,000 円。

12 款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金 3,819 万 5,000 円、うち社会福祉課関係で 3,767 万 2,000 円、健康推進課で 11 万 5,000 円、保険課で 21 万 6,000 円、介護長寿課で 19 万 2,000 円となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

古川委員 すみません、たくさんあります。

まず、5 ページの債務負担行為補正の外国語指導助手設置業務は 4 年間で 1 億 3,000 万円ですよ。これって何名でしたか。

学校教育課長 13 名を限度額として設定しております。

なお、契約期間は令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間で、契約事務を進めるために、令和元年度から設定をかけております。

以上です。

古川委員 わかりました。

次、12 ページの民生費、児童福祉費の児童措置費ですけれども、子育てのための施設等利用給付事業というのはどういう事業なのか、まず教えてください。

こども課長 こども課です。

子育てのための施設等利用給付事業ですけれども、こちらは 10 月から始まる無償化に

伴うものです。まず、認可外保育施設を利用した方には、3歳から5歳の子に対しては3万7,000円を限度に後日、市に申請することにより、給付金として返還することとしております。また、保育が必要と認められた者で幼稚園の預かり保育などを利用した者も無償化の対象になり、後日の申請によりまして返還します。そのための補正金額となっております。

古川委員 ありがとうございます。

これって待機児童を減らすために認可外を審査した上で認可するというようなお話がございましたよね。これはこれとは関係ないですか。

こども課長 待機児童の仕組みとは関係ありません。

古川委員 その予算というのは、いつどういう感じで措置されるんですか。その待機児童を減らすための認可外を認可保育施設にすることによる予算というのは何かあるんですか。今後かかるものとして、何か必要なんですか。

こども課長 うちの方針として認可外を認可するというのを確かに進めておりますけれども、この補正予算には上がってはおりません。また、認可外を認可化するという予算措置というものは考えておりません。

古川委員 わかりました。

ちょっと予算から離れちゃいますけれども、認可外を認可保育施設にするに当たって、審査はするんでしょうけれども、どういう要件というのは、我々何かそれ伺いましたか、この間の一般質問の回答か何かにもありましたか。認可するに当たっての審査基準みたいなものは。

こども課長 例えば認可外保育園を認可することについては県で認可することになりますので、県の要綱に定めた基準に沿って、それが適合するものであれば認可するという仕組みになっております。

古川委員 わかりました。

なぜ認可外だったのに、どういう審査基準になるかわかりませんが、認可外だったものを認可するということがそもそもできるのか、いわゆるその要件を緩和するということになるんでしょうか。

委員長 報告案件にこの件は入っておりますので、そのときに。

古川委員 わかりました。

同じく12ページの菅谷保育所管理事業の修繕料83万3,000円はどのような修繕でしょうか。

こども課長 菅谷保育所の修繕料なんですけど、大ホールにありますブラインドの一部が故障したため交換しようと考えております。

古川委員 わかりました。

次が13ページの総合保健福祉センターの敷地借上料、これの10万2,000円というの

は、この借上料というのは補正になるんですか。

健康推進課長 健康推進課です。

こちらは高齢者福祉センターの部分を現在、旧菅谷幼稚園との絡みがありまして、学校教育課で支払っていた部分を健康推進課のほうに移管しまして、下期分を補正したところですよ。

古川委員 わかりました。上期と下期分があって、下期は補正。じゃ、常に補正しているということですか、毎年。

健康推進課長 いいえ、来年度からこの分は当初予算で組みます。

古川委員 であれば、今年なぜ補正なのか。それは科目を学校教育課から健康推進課に移したからということですか。

健康推進課長 そのとおりでございます。

古川委員 15 ページの教育支援センター整備事業の教育用備品 100 万円、これは何でしょうか。

学校教育課長 学校教育課です。

こちらは来年度、現在の旧戸多小学校に教育支援センターを移設するための備品購入になります。本来、当初予算で計上すべきだったところなんですけど、相談室がふえるなどでテーブル、椅子などが足りないとか、あとは移転を機に教育支援センターの機能強化というところで、必要な備品を再度センターのほうに調整しまして、今回補正予算を入れました。

以上です。

古川委員 ごめんなさい、ちょっと聞こえなかったんです。物は何ですか。

学校教育課長 失礼しました。

相談室用のテーブル、椅子、パーテーション、あとはホワイトボード、それからアンブレラやマイク等の音響用品、その他相談用品として、発達相談の判定用品であるとか心理資料用品等が含まれております。

以上です。

古川委員 ありがとうございます。

最後に、その下の小学校費の施設管理事業の修繕料 600 万円、これは何でしょうか。

学校教育課長 当初予算で計上していたものが緊急対応等で予算が前倒しになりまして、今回補正をかけました。内容的には、木崎小と瓜連小の体育館の雨漏り、菅谷小の放送室の音声調整卓、額田小、芳野小の消防設備など 8 件を予定しております。

以上です。

古川委員 ありがとうございます。

後で結構ですので、ちょっとその 8 件、詳しく教えてください。

以上です。

委員長 そのほか質疑ございますか。

小泉委員 債務負担行為の外国語助手設置業務というのは、これは去年までの小中学校外国語指導助手と一緒に事業でしょうか。

学校教育課長 学校教育課です。

そのとおりです。現在の契約が本年度で切れますので、来年度以降3カ年の契約を新たに結ぶものです。

以上です。

小泉委員 金額が若干大きくなっているんですが、その内容の変更等はあるんでしょうか。

学校教育課長 先ほど古川委員のご質問に13名分を限度額と答えました。現在委託契約で結んでいるのは12名分です。ひまわり幼稚園、現在ALTを導入したということなんですけれども、直接雇用で本年度は予算を計上していますが、来年度以降、直接雇用にするのか、この契約にするのか、ちょっと今検討中です。なので、限度額としては13名分を予定しています。小中学校の配置は同じです。

以上です。

委員長 そのほか質疑ございますか。

寺門委員 16ページをお願いします。

教育費の中学校費の中で、中学校施設管理事業の中の修繕料、補正額770万円、この内訳、内容について教えてください。

学校教育課長 中学校費につきましては、現在6件を予定しております。主なものを申し上げますと、一中と二中の校舎の雨漏り、二中の消防設備、一中のエレベーターなどになっております。

以上です。

寺門委員 わかりました。

後ほど明細をちょっと提出ください。お願いします。

委員長 そのほか質疑ございますか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部の入れかえをお願いいたします。

休憩（午前 10 時 18 分）

再開（午前 10 時 20 分）

委員長 再開いたします。

こども課が出席しております。

議案第 65 号 平成 30 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員の皆様申し上げます。

決算認定の質疑は、説明のあった科目ごとに行い、質疑を終結します。

また、総括質疑は行いません。

議案第 65 号 決算認定の討論及び採決は、全ての該当項目への質疑、答弁が終了した後に行います。

次に、執行部に申し上げます。

説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書、決算書、説明資料等のページ数を述べてから、簡潔かつ明瞭に説明してください。決算の説明については、不用額など特に説明が必要なものについては、その説明をお願いいたします。

それでは、順次審議しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、一般会計歳出のうち、こども課から審議いたします。

こども課所管の部分について説明を求めます。

こども課長 こども課長の森です。外 5 名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、決算書の 116 ページをお開き願います。

款項目、支出済額の順で読み上げさせていただきます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、6 目医療福祉費、支出済額でございますけれども、3 億 6,789 万 6,253 円です。主な不用額は、医療福祉扶助費の残額、いわゆるマル福ですけれども、この残額になります。このときはインフルエンザが猛威を振るっておりまして、扶助費の不足が懸念されたのですが、不用額が出る結果になりました。

続いて、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費です。支出済額は 1 億 2,924 万 1,951 円です。主な不用額についてですが、7 節賃金 251 万 4,365 円の不用額です。この内容は、学童保育所の支援員の賃金が主なものです。

それから 19 節負担金補助及び交付金の不用額 639 万 7,647 円については、民間学童保育所に対する事業の補助金で、年間運営費の実績に基づいて補助金を支払うものですから、その結果の残額となります。

その下の 20 節扶助費の不用額 143 万 6,792 円ですけれども、こちらにつきましては 121 ページの一番上にある事業、児童入所施設措置事業で、施設への入所にかかわる措置

費の残額が主なものです。年度途中で退所した世帯があったための残額でございます。

次に、120 ページをお願いいたします。中段になります。

2 目児童措置費、支出済額は 21 億 6,873 万 6,158 円です。不用額の主なものとしたしましては、13 節委託料の 3,026 万 2,237 円ですが、これは民間保育所等児童入所事業で、民間の各保育園等に支払う委託料の残額です。また、19 節負担金補助及び交付金の不用額 2,911 万 2,177 円ですが、これは民間保育所の補助事業で、民間保育所等の補助事業に係る一時保育とか延長保育、これらも実績に基づいて補助金を支出した結果の残額になります。また、病児保育補助事業、民間保育所等整備事業の補助金の残額等の合計にもなります。

その下にある 20 節扶助費 4,643 万 9,710 円、こちらにつきましては、児童手当及び児童扶養手当の給付金の残額でございます。

続きまして、120 ページ、3 目保育所費でございます。支出済額は 1 億 8,490 万 7,428 円です。

124 ページをお願いいたします。

4 目発達相談センター費です。支出済額は 1,823 万 7,609 円です。

ちょっとページが飛びまして、次に 130 ページになります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費になります。支出済額は 1 億 7,559 万 9,870 円と書いてございますが、このうちこども課が所管となりますのは 133 ページの一番下の事業、未熟児養育医療給付事業です。こちらの支出が 99 万 834 円でございます。

またページを飛ぶこととなりますが、238 ページをお願いいたします。

12 款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金でございます。こちらは前年度の事業の確定に伴い精算した国・県への返納金ですが、このうちこども課所管分として支出した額は 641 万 7,998 円です。

説明は以上になります。

なお、資料の主要施策調書ですが、こども課分は 50 ページから 56 ページにあります。よろしくをお願いいたします。

委員長 こども課の説明が終わりました。

質疑ございませんでしょうか。

古川委員 決算ではないんですが、施策調書の 55 ページの子育て支援センター事業についてなんですけれども、この教育厚生常任委員会でも視察に行ったことがございますけれども、あの駐車場の混雑というのは今どんな感じですか。

こども課長 ありがとうございます。駐車場、広ければいいなとは思いますが、今のところ苦情とかはございません。あの建物の裏にも少しスペースがございまして、行事のようなときにはそこにもとめていただくようなことになっております。また、子育てフェスタの大きな行事のときには、菅谷保育所等の駐車場を利用させていただくということ

でご理解を得ておりまして、今のところもっと広くしてほしいとかという要望は出ておりません。

古川委員 であればいいんですけれども、我々が行ったときにも、結局、駐車場にとめて、その前にとめられちゃって、出るときにはお互い声かけ合っているんでしょうけれども、出ますからといって、こうやってやったりとかというのを結構見かけたので。苦情はないんでしょうけれども、結構大変な思いされているんじゃないかなと思うので、改善してほしいなと思うんですけれども、そのうちお願いします。

すみません、もう1点。

56 ページのこども発達相談センター運営事業ですけれども、専門職で心理相談員とか言語聴覚士とかいらっしゃると思うんですが、今いろんな障がいが多分あると思うんですけれども、こういう専門職を配置してほしいとかというのは今はないですか。

こども課長 おかげさまで今おっしゃっていただいたような心理相談員とかいろいろな専門職を入れております。今のところは、これ以上のほかの専門職も入れてほしいというような要望は出ていない状況です。

古川委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 そのほか質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、待機児童解消の方策についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

こども課長 それでは、常任委員会資料の14ページをお願いいたします。

待機児童解消の方策について説明いたします。

まず、現状についてですが、市では平成28年度、平成29年度と2年連続で待機児童が発生したことから、民間保育園1園を平成31年4月に開園し、待機児童の解消を図りました。しかしながら、また4月において13人の待機児童が発生しております。本年10月から、幼児教育・保育の無償化によりまして保育のニーズがより一層高まることも予想されております。

次に、保育所の年齢ごとの定員合計と平成28年度からの待機児童の推移を載せておきましたので、ごらんいただければと思います。

2番目に書いております対応についてですが、このことを踏まえまして、市として、待機児童の解消を早急に図るとともに、保育供給体制のさらなる確保を目指して、既にある施設の認可外保育施設を認可する施策を推進したいと考えます。市内にある認可外保育施設へ認可化移行の希望調査を行い、認可の可能性のある保育施設の認可化移行について支援していきます。

今回の対応は、令和2年4月開所に向けて進めていくものでありまして、長期的対応と

しては、今年度策定する第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画において、保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策を定めていきます。

次に、15ページをお願いいたします。

そこに認可移行までのスケジュールについて載せております。認可の権限は茨城県にあるわけですが、認可の流れは、まず6月に第1回子ども・子育て会議へ報告し、7月に各園に意向を聞きまして、8月に市の方針を庁議に諮って決定いたします。その後、県へ申請書類を提出し、県の審議会にかけていただいて、計画の承認を得る。その結果を子ども・子育て会議へ報告し、今回の教育厚生常任委員会へ報告する。認可の計画が承認された場合には、11月に来年度の新規児童募集を行い、このことを子ども・子育て会議で報告。2月に開催される県審議会で正式な認可承認書というものをもらい、4月1日から認可保育所として開所するという流れになります。

スケジュールについてはいま説明したとおりですが、ただいま7月に意向調査をという説明をしましたが、その際に、ぜひ認可したいという園がありまして、県の審議会にかけるため、書類を添えて申請したところ、先日、県から計画承認されたという報告が届きました。竹の内にあります医療法人どんぐり会が運営するARINKOMURAという認可外保育園です。定員は94名を予定しております。

また、認可を希望する認可外保育園のうち小規模のものについては、地域型保育園として市が認可する保育事業という制度がありますので、こちらはまだどの園をとということ具体的に言える段階ではありませんが、希望する保育園が認可基準を満たしている施設であるならば、待機児童を解消するためにも、こちら子ども・子育て会議に意見を聞きながら認可を進めていければよいと考えております。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

委員のほうで質疑ございませんでしょうか。

古川委員 すみません、先ほどちょっと先走ってしまいましたけれども、ちょっと確認なんですけれども、茨城県社会福祉審議会で計画承認をする、これは県の事業なんですか。こういう待機児童解消という県の事業なんですか、県が審査するということは。でも、その下に認可権限は那珂市とあるのは、これは地域型小規模の話になるんですね。

こども課長 そのとおりです。県の事業といいますのは、待機児童というのはもう県も中心になってできるだけ解消しなければいけないということ、これを力強く進めているところです。また、保育園を認可するという事務は県の仕事ということになっております。

古川委員 ありがとうございます。

それで、先ほど聞いた認可外を認可していく方向なわけですから、その認可基準という条件を緩和することなんですか。

こども課長 認可外から認可するのであれば、要件を緩和することはありません。新規

の保育園であっても認可外から認可するものであっても、基準は同じものが県で定められて、それに適合すれば認可していくというような方向にはなっております。緩和ということではありません。

古川委員 わかりました。

じゃ、今現在、認可外の保育施設というのは、条件が厳しいわけじゃないんですよね。でも、今後条件が緩和されるわけじゃないわけですよね、今のお話だと。ということは、今、認可外の施設というのはなぜ認可外のままいるんですか。認可外に何かメリットってあったんですか。

こども課長 大きなところといたしましては、認可外であれば、その希望する子供を自分の保育園に入れるか入れないかというのは認可外のその施設を運営している者が決められます。ですから、その園の考えでこの人を入れましょうということは、自分で決定することができます。しかし、認可保育園になりますと、やはり待機児童解消のためにも、公平性を保つためにも、こども課でもって一斉に申請書を上げていただいて、希望のところを何か所か書いていただいて、利用調整という作業を経て私どもがそれぞれの保育園に振り分けるという作業をしますので、認可外保育園、今は認可外保育園ですが、認可になったとき、その園がこの子を入れたいんだといっても、それは希望はかなわないということにはなります。

古川委員 わかりました。

何となくわかるんですけれども、現在そうであっても、今後認可を希望するものも出てくるだろうという見込みなわけですよね、だからこういうことをやるんですよね。だから、今はデメリットの1つですよね、ある意味。それをデメリットを抱えながら今度は認可してもらおうという希望、手を挙げるということは、それが今度できなくなるわけだから、逆に言えば、今度はなぜそれを認可してもらいたいと思うんでしょう。希望する理由は。

こども課長 1つには、市に貢献する、待機児童の解消に貢献できるということがあると思います。あとは、こちらから、市から運営費というものを委託費として出しますので、運営のほうは安定するかとは思いますが。

委員長 よろしいですか。

古川委員 なるほど。わかりました。

議長 ちょっと確認させていただきます。

認可外の保育園が今、市内では8カ所あるということですよね、説明では。その中で、今回申請を出した保育園は1件しかなかったんですか。

こども課長 県に申請を出せた保育園は1園でした。

議長 そこで、先ほどちょっとあれだったんですけれども、もう一度言っていただいてよろしいですか。ARINKOMURAという名前の民間保育、場所と、医療法人何々という

のが出ましたが、説明をもう1回お願いします。

こども課長 場所につきましては、菅谷にありますイオンの建物の裏手のほうにあります。そこに那珂キッズクリニックという小児科が開業してございますけれども、それに隣接する認可外保育園ということになります。医療法人どんぐり会です。

議長 了解しました。

寺門委員 認可外を認可施設へということで、ARINKOMURAということなんですが、こちらは94名という定員なんですけれども、13名の待機児童がいて、4月時点ですね。ほとんど解消という話がありましたけれども、これ来年の4月に向けて、この94名、現在フルで入所されているのかどうかと、受け入れ態勢はあるのかどうか。特にゼロ歳から2歳というのは非常に待機児童でも多いわけで、この辺が解消されるされないというのはどういうふうに考えていますか。

こども課長 待機ということは4月で13名カウントされましたけれども、毎月毎月保育園の審査会というものは開かれております。毎月のように十数名からの新規での申し込みがどんどんふえている状態ですので、今、正式なカウントで待機何名ですよということはちょっと出せませんが、希望は毎月毎月ふえているような状態ですので、これですっかり待機はもうゼロになるでしょうという絶対的なお約束はできないのが実情ではございます。しかしながら、そこにに入れていただくことは、まだ余裕がありますので、何人かはここに入れるということはできます。

寺門委員 その辺は、ゼロから2歳児というのは非常にふえてくると思うんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。今のところ、待機にはならないだろうという予測なわけですよ。

こども課長 申しわけありません。待機には、先ほど申しあげましたように毎月毎月10名ぐらいずつ希望者がふえていますので、待機は、これでもゼロになりますよというのは申しわけありませんが、ちょっと絶対的には発言はできない状況ではあります。

寺門委員 これは何人見込むかというのは非常に難しいところもあるんですけれども、少子化もあるし。現状の認可施設、保育施設については手いっぱい、空きがないということで。退所していく方の空きを待つという状態だと思うんですね。そういう状態でありながら、毎月毎月十何名も申請者がいるという、この間お聞きした話では、いるということなんで、それが全て毎月解消されていかないだろうと思うわけで。その辺はちょっと心配になるんで、今のお話では最善を尽くしますよというお話なんですけれども。改めて、これから働くお母さんがふえるだろうというのものもあるんで、その辺をどう見込むかというのは非常に厳しいところがあるんですけれども。これで大丈夫だという太鼓判は難しいと思うんですが。その辺の見込みの精度というのはどうなんでしょうかね。もう一度お聞きしたいんですけれども。

こども課長 おっしゃっていただきましたように、今後どれだけ必要なかという見込みとい

うのは非常に難しい問題だと考えております。今、第2期子ども・子育て支援計画をつくっている途中ですけれども、こちらでも、委員とともに十分に検討いたしまして、あと量の見込み、これからどのぐらい必要なのかということを検討を重ねていきたいと思っております。

委員長 余談になりますが、このARINKOMURAというのは病児保育をやっている保育園でございましょうか。

こども課長 そうです。名称は違いますけれども、しろやぎさんのポシェットと呼ばれている病児保育を一緒に行っております。

副委員長 認可外保育施設が市内に8カ所あるというわけですが、認可の可能性のある保育施設というのはどのぐらいになりますか、この8施設の中で。

こども課長 そうですね、まだその審査をしてみないことには、どういうふうなものなのかというのはわかりませんので、きょうの段階ではわかりませんので、何園ぐらいあるということはちょっと言えないかなとは思いますが、

副委員長 移行について、市のほうで支援するんですね。

こども課長 支援という言葉を使って先ほど言いましたけれども、どちらかというと指導に近いような、これから審査をして、設備が足りないものがあれば、この設備が足りないのではないとか、あとはどのぐらいの定員にするのかとか、そういうようなこととお話ししながら進めていければと考えているという意味で、支援、指導という言葉を使いました。

小泉委員 地域型保育事業のほうは小規模ということで、多分、県の基準に合わないのを那珂市がということになると思うんですが、こちらは認可したのも、こちらに入った人も待機児童はそれで解消されたというカウントになるということによろしいんですね。

こども課長 そのとおりです。

小泉委員 ちなみに地域型保育事業のほうは見込みとしてどれぐらい認可できそうかというのはあるんですか。

こども課長 望みとしてはできるだけたくさんいたほうが待機児童の解消にもなりますので、いいかなとは思いますが、ちょっと何園ということは、申しわけありませんが、言えない状況です。

小泉委員 ありがとうございます。

委員長 そのほかございせんか。

(なし)

委員長 では、質疑がございせんので、なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 (午前 10 時 45 分)

再開 (午前 10 時 47 分)

委員長 再開いたします。

こども課に加えて学校教育課、社会福祉課が出席いたしました。

幼児教育・保育の無償化についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

こども課長 同じく常任委員会資料 12 ページになります。お願いいたします。

幼児教育・保育の無償化について説明いたします。

まず、無償化の概要と実施時期についてですが、幼児教育・保育の無償化については、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や教育・保育料の負担軽減を図る少子化対策の観点から行われるもので、本年 5 月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立したことによりまして、消費税率引き上げ時期に合わせ、本年 10 月 1 日から実施となります。

次に、対象者ですが、3 歳児から 5 歳児と非課税世帯のゼロ歳児から 2 歳児が対象です。

まず、3 歳児から 5 歳児についてですが、無償化の期間は保育所と幼稚園で異なります。保育所についてですが、3 歳になった最初の 4 月から就学前までの 3 年間と書いてありますけれども、つまりこれは 4 月 1 日時点で 3 歳でなければなりません。この年から 3 年間ということになります。幼稚園については、満 3 歳児、3 歳になった日から最初の 3 月 31 日までの子供。つまり 4 月 1 日時点では 2 歳です。年度途中で 3 歳の誕生日を迎える子供のことになります。その子は、幼稚園に払う保育料のみが無償化の対象になりますということが書いてあります。

次に、4 番として、対象となる費用ですけれども、幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料です。現在実費として徴収されている通園バスの費用や食材費、行事費などは対象外となります。

5 番目といたしまして、対象となる施設と上限額についてですが、そこに表を掲げております。読み上げますと、幼稚園、認定こども園等の教育時間については全額無償化です。ただし、新制度に移行していない幼稚園は上限が月 2 万 5,700 円です。新制度に移行していないとは、市の関与を受けず、市で定めた保育料ではなくて、自分の園で独自に料金を定めて、その保育料だけで運営している幼稚園のことです。ちなみに那珂市にはありません。県内には幾つかあります。

幼稚園、認定こども園の教育部分の預かり保育、延長保育と言ったほうがわかりやすいかもしれないんですが、これについては、保育の必要性が認められない者については無償化の対象外ですが、保育の必要が認められれば、上限はあるものの無償化の対象になります。保育所、認定こども園の保育部分については、全額無償です。

認可外保育施設等を利用している方については、月上限 3 万 7,000 円として無償化、市民税非課税のゼロ歳から 2 歳児は上限 4 万 2,000 円までが無償化ということになります。

企業指導型保育施設ですが、那珂市には1カ所ありますが、これについては標準的な利用を利用料として国で定めている額が無償化の対象となります。対応は、市を通さず、園とその運営事業者、市を通さずに施設が対応するというようになっております。

次のページをお願いいたします。

米印として注意書きを2個載せておきました。

1つ目は、保育の必要性は月64時間以上の勤務が必要であることなど、保育の一定の需要が必要なんだよということ。それから、2つ目としては、前のページの下から2段目の欄に、病児保育やファミリーサポートセンターの利用も無償化のように書いてありますけれども、これはふだん幼稚園や認可保育所を利用している人が利用しても無償ではないですよということが説明してあります。

次に、副食費の取り扱いについてですが、副食費、つまり給食のおかずの部分になりますけれども、現在も保育園等の保育料に含まれて徴収されているものです。今回の制度改正では、保育料の中の保育に当たる部分の料金は無償になりますけれども、今まで含まれていた食事については無償化になりませんということです。この部分が残ります。3歳から5歳児は、施設により実費徴収となり、その金額も実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して各施設が定めることになっております。

今回、公立保育所である菅谷保育所の副食費は月額4,500円といたします。副食費の考え方については、国から通知が来ているのですが、保育料の一部としてこれまでも保護者に月額4,500円の負担を求めてきたことがありますので、質の担保された給食を提供する上では一定の費用を要するものである。この月額4,500円を目安として設定しなさいということが通知の内容として書かれておりました。

しかし、副食費には免除の制度もあります。年収360万円未満相当の低所得者層や多子世帯で小学校3年生以下をカウントした第3子以降の子供の分につきましては、副食費はいただきません。

保育料もこれらの方については、第3子に該当される子供なども保育料はゼロ円でしたので、食料費についても今後もいただかないよということで国の制度によって決まったことでございます。

0歳から2歳児の食事の部分につきましては、保育料が無償化の対象となる非課税世帯の子供以外は、これまでどおり保育料に含めて徴収するという事です。

7番目の周知方法につきましては、市内の対象施設には職員が訪問して制度内容を説明してまいりました。市内の認可外保育施設と幼稚園の利用者については案内を郵送いたしました。今後、広報なかやおしらせ版でも周知を図っていきたいと考えております。

就学前の発達支援の無償化についてですが、これは3歳から5歳までの障がいのある子供たちのための児童発達支援等の利用者負担が無償化になります。該当の方が改めての手続きは不要です。無料となるサービスですが、児童発達支援ほかそこに掲げている事

業が該当いたします。利用者負担以外の費用は引き続き実費です。幼稚園、保育所、認定こども園等と上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化対象となります。

周知方法ですが、現在、サービスを利用している方や事業所には郵送で周知を図っております。市ホームページや広報、おしらせ版でも周知していきます。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

委員長 委員のほうから質疑はございませんでしょうか。

小泉委員 この副食費の4,500円というのは、国が決めた基準なんですか。

こども課長 国が定めた目安額ということになります。

小泉委員 そうすると、その目安額に基づいて、あくまでも、決めたのは市が決めたということではよろしいんですね。

こども課長 市が決定いたしました。

小泉委員 それともう一つ、幼稚園のこの預かり保育で、保育の必要性がありとなっている、基本、幼稚園に通っている子は保育の必要性がない子ですよ。要するに共働きじゃないとかということだと思えるんですけども。それで預かり保育で保育の必要性ありというのはどういうことがケースなんですか。

こども課長 これは、実は幼稚園に通っている方も、父親も母親もフルタイムで働いている家族というのは結構あります。また、パートさんであっても時間を長く働いている方もいらっしゃると思います。そういった方は保育認定を受けられますので、市に申請していただいて、保育の認定を発行いたしますので、そういった方については、今この幼稚園でも預かり保育ということで、延長保育的なものを行っておりますので、それが無償化の対象になるという制度になっております。

小泉委員 わかりました。保育園は共稼ぎでないと入れないけれども、幼稚園は逆に両親とも働いていても入れるから、そういう子たちが預かり保育になった場合には該当しますということですね。

こども課長 そのとおりです。

小泉委員 ありがとうございます。

副委員長 先ほどの副食費なんですが、これ第3子以降については副食費免除とありますが、子供の年齢とか全然関係なく、3人子供がいれば、年が結構離れて義務教育課程にないとか、そう離れちゃっても、これは第3子以降なら、ケースはあると思うんですが、どのようにしているんですか。

こども課長 多子世帯の子供のカウントの仕方ですけども、年収360万円相当以上の子については、市独自で小学校3年生以下からカウントしていいよということになっておりまして、そこから数えて、1、2、3と数えた3番目の子供、この子につきましては今も保育料無償化になっておりますので、その方については副食費だけもらうという今までよりも高くなってしまいますので、引き続きこの方にはもらわないということにな

ります。

副委員長 結局、上が高校生で下が小学校2年生で、下が幼稚園生なんていう家庭はそこに入らないということですね。

こども課長 収入の多い家庭のことについて申しあげますと、今のカウントの仕方ですと、小学校2年生は小学校3年生以下ですから、その子を1番目といたしまして、幼稚園に通っている子は2番目ということになりますので、3番目にはなりませんので、免除の対象にはなりません。

委員長 わかりましたでしょうか。

古川委員 この幼児教育・保育の無償化について、今ここで文書に書いてあるようなことをわかりやすい何かチラシみたいになったものというのはいないんですか。これ一つ一つよく聞いていけば理解はできるんですけども、これから保護者の方とかにもいろいろ案内をして、周知していくわけですよね。何かもうちょっとわかりやすいのがないのかなと思ひまして。

こども課長 保護者への案内、もう通知でこういうことになりますというのは周知しているんですけども、それには国で実はつくっている簡単なパンフレットの的なものがありますので、そちらを同封いたしまして、まずは本当の骨格となるような無償化のものについてはお知らせしてあります。

古川委員 すみません、後で1部ずついただけませんか。

こども課長 用意したいと思ひます。

寺門委員 ちょっと確認なんですけれども、副食費のところというか、ゼロ歳から2歳児なんですが、これ保育料に含まれるわけですよね、副食費も。これは今までですと、市のほうで徴収していましたけれども、今後については、今度は園のほうで徴収ということになるんですか、その保育料については。

こども課長 ゼロ歳児から2歳児については、これまでと変わりありません。ゼロから2歳児の無償化対象が非課税世帯のみになりますので、それ以外のゼロ歳児から2歳児は、これまでとなんら変わりなく徴収させていただきます。

寺門委員 ということは、市のほうで徴収するということですね。

こども課長 保育園については市のほうで徴収いたします。

寺門委員 もう一件、市内の対象施設には職員の方が順次訪問してということで、これはもう全部終わったんでしょうか。

こども課長 無償化になりますと、認可外保育園からこのものが自分のところに来ている子供ですとか、いろんな証明書を発行したりする作業がありますので、そういったことにつきましては、認可外保育園全園に、1園1園回りまして、担当職員が説明、完了しております。

寺門委員 説明に回られて、いろいろ要望やご意見やらあったかと思うんですけども、そ

の辺については全て解消というわけにはなかなかいかないと思いますけれども、それはどういう問題というか、要望というか、あったのかちょっと、主なものだけでもちょっとお聞かせいただければと思うんですけども。

こども課長 特に大きな意見というものはなかったかとは思いますが。

寺門委員 例えば副食費なんかについても、徴収について園のほうでやるわけですが、今度、認可施設については、保育料とは別に副食費だけは園のほうでというお話でしたよね。その辺についてはどういう反応というか、特にないんですか、反応は。

こども課長 そうですね。国でこういう制度になっているということは、認可保育園のところはもうご存じでしたので、そういったことは園で対応したいというようなことで、特に今までのところはありません。

寺門委員 わかりました。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を 11 時 15 分といたします。

休憩 (午前 11 時 04 分)

再開 (午前 11 時 15 分)

委員長 再開いたします。

議案第 59 号 那珂市立幼稚園保育料徴収条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の小橋です。外 7 名が学校教育課より出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

では、資料は議案書の 72 ページになります。

議案第 59 号 那珂市立幼稚園保育料徴収条例。

那珂市立幼稚園保育料徴収条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由です。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、令和元年 10 月 1 日から幼児教育が無償化されることに伴い、本条例の全部を改正するものです。

次のページをお開きください。

こちらは全部改正後の条文になります。こちらでご説明をいたします。

第 2 条のほうをごらんください。

幼児教育無償化により、保育料をゼロ円といたします。これによりひまわり幼稚園の 4 歳児、5 歳児全員が無料になります。

第 3 条は、預かり保育料に係る規定です。金額はこれまでと変更はございません。

第 4 条は、預かり保育料の還付についての規定ですが、今回の無償化にかかわる内容で

す。まず口頭でご説明をいたします。

預かり保育料が無償になる対象者につきましては、先ほど子ども課のほうから説明があったとおり、保育の必要性が認定された子供になります。無償となる場合も、事務処理上は一度利用日数に応じた金額を支払ってもらい、後から還付をすることになります。第4条の規定を見ていただきますと、ただしの以降のところです。市長が特別の理由があると認める、これが保育の必要性の認定のことです。共働きなどで保育の認定を受けている世帯には、後から還付しますと、そういった内容となります。

第5条は、滞納している場合の規定です。改正前と同様の内容になります。

第6条は委任規定です。先ほど申しあげた市長が特別に認める内容などにつきましては、この条例ではなく、別に施行規則として定めます。

最後、附則です。1番、施行期日は令和元年10月1日です。2番の経過措置ですが、9月分までの保育料の納入が10月を超えた場合でも収入できるようにするための規定となっております。

次のページは改正条例の概要です。

説明は以上になります。

委員長 執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 (午前11時15分)

再開 (午前11時17分)

委員長 再開いたします。

引き続き学校教育課の案件を審議いたします。

議案第65号 平成30年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、学校教育課所管の部分について執行部より説明を求めます。

学校教育課長 決算書は 184 ページからになります。決算主要施策調書は 105 ページからになります。

では、184 ページです。款項目、支出済額の順に読み上げます。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費 192 万 1,234 円。教育委員の報酬が主な支出です。

2 目事務局費 1 億 1,675 万 9,604 円。教育長及び事務局職員の人件費が主な支出です。186 ページです。

3 目教育指導費 1 億 6,467 万 9,358 円。主な事業は小中学校英語指導助手設置事業、障害児学習活動支援事業、小中一貫教育推進事業です。

190 ページです。

4 目教育支援センター建築費 756 万 5,400 円。教育支援センターを旧戸多小学校へ移転するための改修工事の設計業務委託になります。

続きまして、2 項小学校費、1 目学校管理費 1 億 7,694 万 8,613 円。不用額の主なものは 13 節委託料で、建築基準法に基づく定期報告調査業務の入札差金や 14 節使用料及び賃借料でプール授業の送迎用バス借り上げの入札差金になります。

次は 198 ページになります。

2 目教育振興費 8,480 万 9,166 円。主な事業は就学奨励事業、教育用コンピューター管理事業です。

200 ページです。

3 目学校建築費 1 億 8,980 万 846 円。芳野小と菅谷東小の屋内運動場大規模改造事業、小学校空調設備整備事業です。繰越明許費の 3 億 4,140 万円はエアコンの設置事業工事を本年夏までに実施するための繰り越しです。また、不用額は同じくエアコンの設置で、繰越後の残額となります。

続きまして、202 ページです。

3 項中学校費、1 目学校管理費 1 億 3,893 万 7,943 円。不用額の主なものは 11 節需用費で、修繕料の入札差金、13 節委託料で、先ほどの小学校と同様、定期報告調査業務の入札差金です。

次は 208 ページになります。

2 目教育振興費 5,879 万 6,417 円。主な事業は就学奨励事業、教育用コンピューター管理事業です。

210 ページです。

3 目学校建築費 9,219 万 2,194 円。中学校の空調設備整備事業で、繰越明許費及び不用額の内容は、先ほどの小学校と同様です。

続きまして、4 項幼稚園費、1 目幼稚園費 1 億 3,509 万 1,354 円。不用額は職員人件費の給料などのほか、7 節賃金で常勤講師の賃金の残額が主なものです。要因としまし

ては、平成 30 年度は五台幼稚園と芳野幼稚園で園児数の減少により、4 歳児と 5 歳児が一緒の混合保育となりました。これでクラス数が減ったことで人員が減になったものです。

216 ページです。

2 目幼稚園建築費 4 億 5,528 万 4,957 円。公立幼稚園建設事業で、園舎の建築工事と外構工事が主な支出です。繰越明許費 5,534 万 5,000 円は外構工事の完了が新年度になるため繰り越しをしたものです。

最後、232 ページです。

6 項保健体育費、2 目学校給食共同調理場費 3 億 9,242 万 7,858 円。不用額ですが、職員人件費の給料等で残額が出ております。正職員が 1 名減となったためです。

説明は以上です。

委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

古川委員 施策調書の 107 ページの障害児学習活動支援事業なんですが、幼稚園も含めて小中学校 33 名の指導員、それから生活指導員を配置していただいております、学校現場では非常にありがたいということはあるんですけども、それでもまだまだ足りないということをおっしゃっているんですけども、また来年度とかふえそうですかね。

学校教育課長 特別支援学級に在籍する障がい児、年々ふえております。やはり対応が必要な場合には、学校からの要望を受けてこちらでも対応したいと考えております。

古川委員 実際に要望はあるんですか。

学校教育課長 現時点ではございません。来年度の配置につきましては、例年 12 月から年明けにかけて、各学校から要望を上げてもらうことをしております。

以上です。

古川委員 ありがとうございます。

続いて、小中一貫教育についてなんですけれども、いわゆる今、連携型で進めていただいておりますけれども、当然今後、市民の方からもよく言われるんですけども、いわゆる施設一体型の、というものって考えているんですか、検討しているんですかということをよく聞かれるんですけども、現時点でどういうお考えでいるのでしょうか。

学校教育課長 つまり義務教育学校等の形にして、どこかに 1 つつくるといことでしょうか、施設一体型というのは、例えばどこか 1 カ所、義務教育学校という形で設立するということではなくて、連携の仕方、運用のほうでよろしいですか。

古川委員 ごめんなさい。ちょっと義務教育学校云々というのは私もよくわからないんですが、いわゆる 1 つの施設の中に小中学校を一緒にするというようなのがいわゆる施設一体型ですよ。そういうお考えは今のところ全くないんですかという話。

学校教育課長 今のところはございません。このままの現状で当面は継続していく考えでおり

ます。失礼しました。

古川委員 じゃ、例えば 10 年先とか 20 年先ぐらいにはとことかというような考えも今のところはないということですか。

教育部長 お答えいたします。

この話は、議員のほうからも一般質問がおありになった話になるかと思うんですけども、学校の今後の適正計画については、現時点の併設で、連携型の小中一貫を併設するという考えはないんですが、適正化の中ではそういった必要性も含めて検討していく。確かに人口数、少子化とかそういう状況もあります。来年度から県立高校のほうの併設中学も始まりますんで、そういったのを含めて検討して、先々のそういった学校施設の改修の計画を立てていくということで今考えております。

まだ具体的には動き出したということではないんですが、一応今後そういった適正化を含めて検討していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

古川委員 わかりました。

ただ、いわゆる適正化計画というのは、そういう人口の動態というか、そういうものを考えながら統廃合をすとかしないとかということだったと思うんですね、お考えとしては。それとこのいわゆる小中一貫というのは教育の仕方ですよ、1つの。そういうことでの計画、方向性というか、そういうものは、小中一貫教育の導入のときには、将来的にはそれを視野に入れているというご答弁はいただいているんですよ。それがいつごろって、いつと別にお約束する必要もないですけども、そういったことを考えてはいないんですかということ。

教育部長 そうですね、それも含めまして、適正化の中では考えていきたいと思っています。

というのは、要は人口、児童数の問題だけではないんで、教育の方法の話もありますから。小中の中でそれが一番ふさわしい形で、適正化計画の中で合致するという形であれば、それも当然必要なことというふうには考えています。

ただ、現時点はそこまでの具体的な計画はないんで、それも含めてやはり検討すべきであるというふうには思っております。

以上です。

古川委員 わかりました。

小泉委員 小中一貫教育推進事業で、私、こういった非常勤講師が配置されているのを知らなかったんですが、これ活動内容とか、何人ぐらいいらっしゃるのかというのを教えてくださいませんか。

学校教育課長 こちらは小学校 5、6 年生の教科担任制のための非常勤講師です。各校 1 名ずつなので 9 人採用しております。

以上です。

小泉委員 ありがとうございます。

それともう1点、給食センター施設管理事業の役務費、手数料、保険料が443万8,333円ということなんですが、これ内訳はどのようなことに使っていらっしゃる金額でしょうか。

委員長 執行部、どなたか教えてください。

小泉委員 主要施策調書の112ページの給食センター施設管理事業の役務費の金額が443万8,333円、役務費が結構大きいと思うんですが、これはどのような。

学校教育課長 大変失礼しました。

こちらは施設の各種設備保守点検であったり、受水槽、電源、沈殿槽等の清掃のための手数料が入っております。

以上です。

小泉委員 清掃のための手数料ですか。

学校教育課長 言葉が足りず申しわけありません。

受水槽、沈殿槽の清掃のための手数料というのも入っております。

小泉委員 すみません、清掃の委託料ではなくて、清掃のための手数料というのがかかるということなんですね。わかりました。

学校給食センター所長 すみません、追加いたします。

あと、各種の設備の保守点検料が入っておりまして、ボイラーの保守とか冷凍庫の保守とか、施設の保守等の金額も入っております。

小泉委員 ありがとうございます。

副委員長 同じく給食センター施設管理事業、112ページなんですが、これ給食センターというのは何年ぐらいたつんでしたか、あの建物は。

学校給食センター所長 平成6年につくりまして、ですから25年ですね。

副委員長 そうすると、やっぱり21件もこれ壊れる場所の修繕があるということは、結構毎年のように壊れるところがいっぱいあるということで。結構修繕の費用ってとっていませんもんね、毎年。

学校給食センター所長 そのとおりです。

副委員長 これ大規模に直すということも一つだとは思いますが、これ修繕ですから、新しいものに交換するというよりも、できるだけお金をかけないようにやろうということで修繕になっているということではよろしいですか。

学校給食センター所長 そのとおりです。

副委員長 これ大規模にやることは全然、今のところは考えていないですか。

学校給食センター所長 そうですね。なかなか予算的にも大きな金額になりますので、壊れていくものに関して直していくというやり方を主にしまして、毎日使う機材、一部あるんですけれども、それに関しましては今年と来年で大きくとっているものがございますが、

計画はせずに一つずつという形で対応していく方針です。

副委員長 わかりました。

あともう1点、スクールバス運行事業なんですけど、これ大体同じぐらいの人数で推移をずっと、4ルートしていると思うんですが、今の多分、幼稚園生とか保育園生の数を考えればおおよその検討はつくんですが、このような推移で今後も人数は、利用者数の推移は流れていくんでしょうか。

学校教育課長 特に今後の推計をしたことはないんですが、ご指摘のとおりずっと同じような傾向で来ております。

以上です。

副委員長 あと、そうすると、5人とか6人になっていっちゃうとか、どんどん減っていっちゃうようになれば、これバスじゃなくても、小型のワンボックスの車でもよくなってきたら、やっぱりそういうふうな感じで見直していくということですか。

学校教育課長 そのような検討方向になると考えております。

以上です。

委員長 よろしいですか。

すみません、私のほうから、106ページの小中学校英語指導助手の件なんですけど、これは前のときに質問すればよかったんですが、ひまわり幼稚園の英語の先生、前回、私たち委員会でお邪魔したときには、本来はもう最初からいらっしゃるべき指導の先生がいるんな都合で来られていないということだったんですが、その後、ちょっと耳に挟んだところだと、決まったみたいという話だったのですが、正確なところをお願いいたします。

学校教育課長 幼稚園のALTにつきましては、本当にご心配をおかけしました。私どもも本当の目玉としてスタートさせたかったところなんですけど、大変残念です。ご指摘のとおり、9月1日付で1人雇用しました、アメリカ出身の20代の男性です。

以上です。

委員長 最初から予定していた先生ではなかった、新たな別の方ということですか。

学校教育課長 そのとおりです。

委員長 安心いたしました。よかったです。

そのほか質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、学校給食費の値上げについてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

学校教育課長 それでは、常任委員会資料の18ページになります。

自殺対策の計画書がありますので、その後ろの18ページになります。

それでは、学校給食費の値上げについてです。

近年の食材料費の値上がり及び消費税増税の影響により、今後、賄い材料費の不足が見込まれるため、学校給食費の値上げについて検討するものです。

1番、学校給食費について、原則的なこととなりますが、学校給食の実施に必要な経費の負担につきましては、学校給食法及び同法施行令に規定されております。表の一番上にあるとおり、食材料費は保護者が負担者と定められておりまして、これがいわゆる学校給食費として徴収されております。

2番、値上げを検討する背景です。主食類の値上がり、人件費の上昇に伴う加工品等の値上がり、気象の影響による野菜類の値上がりといったことが毎年のようにあり、これらの要因により近年、賄い材料費の予算が不足する傾向にあります。

1番で申しあげましたとおり、賄い材料費は、保護者からの給食費で賄うことを原則としておりますが、それだけでは足りずに平成28年度から3年連続で補正予算により市費で補填している状況です。

学校給食センターでは、賄い材料費を節約して対応しておりますが、その影響として、本来の学校給食の目的が達成されないという懸念が生じつつあります。この懸念ということにつきまして、口頭で補足をいたします。

給食センターでは、賄い材料費を節約するためにできるだけ安い材料を購入しようと努力はしておりますが、そうするといつも同じような食材、似たような献立となってしまいまして、多様な食材や料理を経験するという食育の目的が損なわれてしまうという懸念が生じつつあります。また、肉や魚の量を少なくして価格を抑えようとする、今度はたんぱく質や脂肪、カロリーなどの栄養基準を満たせなくなってしまうと、そういった懸念。あるいはデザート回数を減らすことで子供たちの給食の楽しみがなくなってしまう。そういった懸念が生じつつあるという状況になりつつあります。

資料に戻ります。

本年10月からの消費税増税による影響が予想されております。食品は軽減税率ではありますが、生産に係る光熱水費や輸送費などの諸経費は増税の対象となるためです。

最後、地場産会議の活用による地産地消のさらなる推進です。昨年、地場産会議を立ち上げまして、学校給食における地産地消に取り組んでおります。ただ、やはり地元産は割高になる傾向がございます。さらなる推進のためにはその分の予算も必要ということになっております。

以上が値上げを検討する背景となっております。

3番です。学校給食費の現状です。那珂市の給食費の月額額は現在、小学校が4,100円、中学校が4,500円です。

次のページになります。

上の表はこれまでの値上げの経緯です。これまでも消費税増税に合わせて値上げをして

きております。下の表は近隣自治体の状況です。この中で那珂市のように不足分を公費で補填しているのは、小美玉市と茨城町の2つになっております。

4番、今後の検討の見通しです。令和元年度第3回定例会の報告、本日この場でのご報告になりますが、これを終えましたらば、学校長会及び保護者に対して、これから値上げの検討をしますということをごできるだけ早く周知したいと考えております。次には実施計画等における協議を経て、市教育委員会定例会及び庁議において値上げの方向決定と記載がございますが、口頭で補足いたしますと、先ほどご説明した値上げの背景を踏まえまして、今後、学校給食を適切に提供していくには、食材料費としていくら必要なのか、そのために給食費をいくらに設定すべきなのか、さらには値上げするとしたらいくら値上げしなければいけないのかといったことにつきまして、実施計画の場で、予算がかかりますので、それはもとより教育施策として、学校給食を今後どうしていくのかという市の方針にかかわることにもなってきますので、例えば政策幹部会議での議論の必要性なども念頭に置きながら検討していきたいと考えております。

以上のような手続を踏まえて、方針内容を決定しましたら、第4回市議会定例会と学校給食センター運営協議会へ報告をいたします。来年早々に学校長会、保護者に説明しまして、令和2年4月から改定後の給食費の施行というスケジュールを考えております。

説明は以上です。

委員長 執行部より説明が終わりました。

委員の皆さんから質疑ございませんか。

古川委員 値上げを検討する背景として幾つかあって、そうだよなと確かに思うんですけども。ちなみに消費税増税になっても、食材とか、野菜とかそういうものは、軽減税率ですよね。

学校教育課長 確かにそのとおりなんですけど、その背景に例えば、生産するために光熱水費がかかるとか、輸送費がかかるとか、そういう諸経費が全て税率が上がりますので、その影響は受けると考えております。

以上です。

古川委員 わかりました。

あと、最後の地産地消のさらなる推進ということで、地産地消、要は市内産の野菜とか、さっき高いとおっしゃったんですよ。高い傾向があるということね。やっぱり、前から言っているんですけども、結局B級品でいいじゃないかと、味は変わらないんだからと言っているんですけども、規格がそろっていないと、切るにもまた手間がかかったりとかということで、なかなかできないんだというご説明ですけども。地産地消を推進しながらやっぱりいいもの、当然、量も確保しなければならないですよ。きょうは、すみません、那珂市で何も上がってきませんというんでは困るでしょうから。そうするとやはり高上がりになるということなんですか。

学校教育課長 本当にご指摘のとおりで、そのあたりはこの地場産会議にJ A常陸のほかには生産農家さんたちにも加わってもらっているんです。やはり量の確保、それからこちらの処理上の問題なんですけれども、規格はある程度そろえないといけないということで、そこはいつも課題になっているところです。割高になっているというのは、J Aからの入札の際にも、札が入るのはちょっと高い傾向は実際にございます。

以上です。

古川委員 わかりました。

これから検討するという事なんですが、ちなみにおいくらぐらいを考えているんですか、値上げの幅を。

学校教育課長 本当に申しわけないんですが、これから検討をします。といっても、白紙というよりは、今のところセンターのほうで適切な給食を提供するにはいくら賄い材料費を確保すればいいのかという試算は始めております。そのあたりのデータをもとに、この後、早速検討に入りたいと考えております。

以上です。

古川委員 わかりました。

議長 1点ちょっと確認させていただきます。

少しでも安いものを使ってという話ですけれども、特に野菜などについては全部オール国産なのか、外国産がそこにまざっているのか、ちょっと確認させていただきます。

学校教育課長 生鮮野菜につきましては国産を入れております。冷凍の例えばブロッコリーとかそういうときには外国産になることもあります。ただ、国産を最優先に考えております。

以上です。

議長 冷凍物というのは、もう一度いいですか。

学校教育課長 ブロッコリーとかトウモロコシとか、加工したもの、カットしたものを冷凍という状態で納入する場合がございます。そのときには、時には外国産になるということを知っております。

以上です。

議長 それはどちらの、中国産ですか。

学校教育課長 中国産は入れていないと聞いております。

以上です。

議長 やはり今、スーパーでちょっと野菜のものを見ても、外国から入ってくるもの。特に漬物系とか、そういうのはもうほとんど外国からの輸入物が多くなってきている、特に中国産なんかが多いんで。でも、やはりできるだけ国産を使っていただいて、また、地場産、地元の野菜。ですから、できれば多少形が本当に悪くても、地元の野菜が使えれば一番いいのかなと思うんで、その辺は今後検討していただければと思います。

寺門委員 2点ほどお聞きしたいんですけども、ちなみにその現状、小学校が4,100円、1食230円、中学校が4,500円で1食250円ということですが、これ主食の米ですとかパンが使われていますと、麺類等もあると思うんですが、御飯の場合とパンの場合というのは、この230円で検討すると実際どれぐらいかかるんですか。

学校給食G長 現在設定している金額、1食、小学生のほうが230円、中学校が250円で設定させていただいております。御飯、パン、麺とありますけれども、メニューによっては、実際細かく見ていくと、230円台ではおさまらない場合もございます。年間で見てやっとなんとかトータルでやっていけると。その中で値上がりが発生してしまった場合に、栄養士と協議をして食材を減らさなければならないとか、それから、食材を外国産に変更しなければならないと、そのような協議をしながら運営をさせていただいている状態です。

寺門委員 御飯のほうがパンより高いという話も聞いているんですけども、しかも地産地消で地元産を使うということになると。なおかつそれ加工して、もう炊き上がった状態で納品ということですよ。まさか炊いていないですよ。ということになると、かなりコストがかかっているんで、やはり例えば3分の1にしても80円ぐらいはしちやっていると、あとおかずとミルクですか、あと汁物と考えると、非常に今おっしやっていたように苦労されていることはよくわかるんですけども。

それですね、もうこれの3年見ても、毎年1,000万円以上差額が出ていますよね。要するに給食費で入ってくるお金に対して食材費というのが1,000万円以上オーバーしているという状態ですよ。ということは、もう明らかに足りないわけですよ。いつも補正をしてやっているんですけども、ということは、もう3年以上前から足りないのは現実で、どうしようもないよというお話だろうと思うんですけども。その中でいろいろ苦労はされているということなんで。あと1点、その仕入先ですよ。地場産ですと農協だろうと思うんですけども、ほかは、食材卸ですとかいろいろあると思うんですが、その辺、メインはどういう仕入れ先になるんですか。

学校給食G長 お野菜については、一番大口のところは水戸の青柳市場のほうに2件ほど、お野菜を扱っている業者がありまして、そのうちの1社が結構多量に入札で落としております。その業者のほうから、国産メインで生鮮野菜のほうは入ってくるんですが、そちらから地場産のほうが入ってこない場合、JAのほうでご協力をいただいて、地場産品を納入していただいている。乾物や冷凍食品については、主に水戸市にあります業者、3軒ほどあります、そちらのほうから乾物や冷凍食品など主に扱っている業者ですので、納入していただいております。

主食の原料などを取り扱っている業者がありまして、県の学校給食会というところなんですけど、そちらでも冷凍食品、乾物のほか、米、パンの原料、粉ですね、そういったものを取り扱っていただいております。

寺門委員 わかりました。

仕入れについてもかなり、入札でやられているんでしょうけれども、非常に厳しい。天候の状態でも納入できるできないというのも発生しますんで、非常にそれは今後も、集めるのも大変でしょうし、その辺は気を使っていたきたいなというふうに思います。

それともう1点、先ほど近隣自治体の給食費と公費補助の状況ということで、19 ページですね。載っておるんですけども、これは、今の状態で、現状、那珂市についてはもう大変厳しいし、もう赤字、足りないというのは間違いないということなんですが、そのほかについても、これは現実これで足りているんでしょうか。その補助を入れたにしてもね。その辺の状況はどうなんですか。

学校教育課長 この表の中で、例えば日立市は昨年度値上げをしました。500 円値上げをしたそうです。やはり私どもと同じような状況からということでした。ただ、日立市につきましては、その 500 円分を値上げすると同時に、ここにあるとおり、1 人一月 500 円分を補助するというので、保護者の負担自体は同じに抑えたというやり方をしたそうです。

以上です。

寺門委員 もう一点、例えば小美玉市とかですね、茨城町なんか不足分を公費負担ということで、多分、青天井ではないと思うんですけども、この辺は上限というか、足りない分だけは補填しますというような状況なんですか。

学校教育課長 那珂市も同じような状況で、補正予算で補填していますので、同様かと私は考えております。特に個別に確認はしてございません。

以上です。

寺門委員 わかりました。

古川委員 何度も申しわけないです。

給食費の話になるときにいつも気になるのは学校給食会の存在なんですけれども、それは突っ込まないことにしますけれども。ひまわり幼稚園みたいにお弁当の日をつくるのか、そういう考えはないですか。

学校教育課長 今のところありません。

古川委員 もう一点。給食費未納の状況というのはわかりますか。

学校教育課長 現年分につきましては、99.9%納入されております。未納になっているのは滞納繰越分、過去の分なんです。そのまま卒業してしまったりとか、そのあたりが若干残っております。

以上です。

古川委員 現状でそれが改善されたというのはなぜなんですか。何か引き落としみたいにしちゃっているということですか、現金徴収じゃなくて。

学校教育課長 現年徴収分が 99%いっているということですね。滞納にはなりませんけれど

も、納入がおくれぎみの方というのはおります。そういう方につきましては、年に3回の児童手当の支給で振りかえてもらっています。児童手当が支給されるときに、そこから納入してもらっています。

古川委員 先ほどちょっとこちらのほうで、児童手当として支給して払っていただければいいんだけれども、それはそれでまた別のほうにお金流れちゃう。だったら、そこで相殺しちゃったらいんじゃないかという話をちょっとしていたんですけれども、今そうしているんですか。そうしているから未納がないと。

学校給食センター所長 充当という形で、滞納分の金額を児童手当を支給する前に引いて、差分を渡すという形になっています。

古川委員 わかりました。いや、そうすべきだなと思っていたんですけれども。

じゃ、過去の分はどうやってそれ回収するんですか。

学校給食センター所長 過去の分に関しましては、今、自主納付という形で、催告書と納付書をお送りしまして、対応しております。一部、本当に片手ほどの方がいます。自分でこちらのほうに持ってきていただきまして、納めていただいている方はいますが、全体でいえば60人ぐらいの中の数人なので。そういった状況です。回収できていないですね。

古川委員 見込みもないですよ、じゃね。例えば行方がもうわからない方なんかもあるでしょう、卒業しちゃって。

学校給食センター所長 行方不明の方もいらっしゃいます。根気強く住所照会をしているんですけれども、そこから見つかった方は1人ぐらいはいましたが、たしか十二、三人行方不明がいます。

委員長 いいですか。

そのほか質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

以上で学校教育課の所管部分を終了いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

では、再開を1時にいたします。ご苦労さまでした。

休憩（午前11時58分）

再開（午後1時00分）

委員長 それでは、午後の部、再開いたします。

生涯学習課が出席いたしました。

議案第65号 平成30年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、生涯学習課所管の部分について執行部より説明を求めます。

お願いいたします。

生涯学習課長 生涯学習課長の高安です。外11名が出席しております。よろしくお願

します。

説明に入る前に、本日、先ほど教育長のご挨拶の中でもございましたが、国体開催まで残すところ 16 日ということになってまいりました。議会の皆様の議会広報であったりとか、それから議会の中であったりとか、いろいろなご支援であったりとかご協力、ご指導賜りましてまことにありがとうございました。ここまでたどり着けたのもひとえにそういったご協力があったることだと思っております。本当にありがとうございます。

いよいよ本番を 16 日後に迎える形になりますが、今後ともさらなるご支援、ご協力のほどをお願いできましたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、国体PRのため、国体ポロシャツのほうで参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

決算書につきましては 189 ページからになります。また、決算主要施策調書につきましては 114 ページから 122 ページまでとなっております。

それでは、決算書に基づきまして、款項目、支出済額の順でご説明させていただきます。まず、189 ページをお開きください。

9 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育指導費、下段になります、コミュニティスクール推進事業、支出済額 10 万 7,488 円になります。

続きまして、216 ページをお開きください。

中段になります。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、支出済額 1 億 7,859 万 3,242 円。不用額の大きいものにつきましては、職員人件費関連となっております。

続きまして、218 ページをお開きください。

下段になります。

2 目公民館費、支出済額 3,667 万 5,174 円。不用額の大きいものにつきましては、公民館施設管理事業の需用費及び役務費となっております。

続きまして、222 ページをお開きください。

上段になります。

3 目青少年対策費、支出済額 704 万 2,571 円。不用額の大きいものにつきましては、ふるさと教室開設事業の使用料及び賃借料で、バス借り上げ料の入札差金となっております。

続きまして、224 ページをお開きください。

上段になります。

4 目歴史民俗資料館費、支出済額 3,121 万 8,766 円になります。

続きまして、226 ページをお開きください。

上段になります。

5目文化財保護費、支出済額 761 万 2,833 円。不用額の大きいものにつきましては、文化財保護対策事業の委託料及び使用料及び賃借料になります。理由といたしましては、個人住宅建築に係る埋蔵文化財発掘調査費用は公費で負担することになっておりますが、昨年度、個人住宅に係る発掘調査がなかったことによるもの及び開発行為等に伴う埋蔵文化財試掘調査が少なかったことによるものです。また、額田城整備事業の公有財産購入費となります。こちらにつきましては、公有化に当たり交渉が難航し、契約に至らなかったことによるものです。

同じく 226 ページ、次の段になります。

6目市史編さん費、支出済額 117 万 6,921 円。

同じく 226 ページ、一番下の段になります。

7目図書館費、支出済額 9,799 万 6,576 円。不用額の大きいものにつきましては、図書館管理事業の需用費及び図書館運営事業の使用料及び賃借料になっております。

続きまして、230 ページをお開きください。

上段になります。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、支出済額 4 億 7,766 万 2,494 円、繰越明許費 500 万円となっております。不用額の大きいものにつきましては、学校体育施設夜間開放事業の需用費になります。また、繰越明許費につきましては、国民体育大会準備事業の工事請負費になります。馬術競技開催に係る駐車場につきまして、候補地の選定に日数を要し、借地契約がおくれたとともに工事の完了がおくれたことによるものです。

続きまして、234 ページをお開きください。

中段になります。

3目体育施設費、支出済額 5,004 万 8,310 円。不用額の大きいものにつきましては、体育施設管理事業の需用費及び体育施設整備事業の工事請負費、かわまちづくり支援制度活用事業の委託料になります。かわまちづくり支援制度活用事業の委託料につきましては、戸多地区かわまちづくり環境整備基本設計及び詳細設計の業務委託の差金、また、体育施設整備事業の工事請負費につきましては、瓜連体育館耐震補強工事の入札差金になってございます。

続きまして、236 ページをお開きください。

上段になります。

4目総合公園費、支出済額 1 億 8,322 万 4,878 円。不用額で大きいものにつきましては、総合公園管理事業の需用費、役務費及び委託料となります。また、総合公園改修事業の工事請負費となりまして、総合公園アリーナ照明のLED化改修工事の入札差金になっております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 執行部の説明が終わりました。

委員の皆さん、質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ほかにございませんようでしたら、質疑を終結いたします。

続いて、成年年齢引下げ後の那珂市成人式についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、常任委員会資料 20 ページをお開きください。

成年年齢引下げ後の那珂市成人式につきましてご説明させていただきます。

昨年6月13日になりますが、民法の一部を改正する法律が成立し、現在20歳と定められております成年年齢が令和4年4月1日から18歳に引き下げられることになりました。これに伴いまして、法改正後の那珂市における成人式の対象年齢について報告するものでございます。

まず、成人式の挙行時期についてですが、こちらにつきましては、法的根拠はなく、成人式を挙行する時期等は各自治体に委ねられております。

現在、国におきましては、成人年齢引き下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議が設置されておりまして、本年度末までに実施形態のモデルケースを各自治体などに提示される予定となっておりますが、既に国や公益財団法人が実施しております対象年代への意識調査では、7割を超える方が20歳での成人式を希望するという結果が出ております。また、本市におきましても、昨年と本年、成人式実行委員会の委員に聞き取りをいたしましたところ、やはり20歳での開催がよいとの意見等を聴取しているところでございます。

成人式の対象者を18歳とした場合ですが、対象者の多くは高校3年生であり、大学受験や就職といった人生の分岐点とも言える極めて重要な時期と重なる上、保護者の経済的負担も大きくなり、参加者が減ってしまうことが懸念されます。また、那珂市では成人式典の企画運営を担っております成人式実行委員会が成人式の対象者等で構成されておりますが、こちらにつきましても参加者が減ることが予想され、成人式実行委員会による成人式の企画運営そのものが困難になってしまうことが懸念されます。

このようなことから市といたしましては、より多くの方が参加しやすい時期に開催することが一番重要であると考え、また、本市の実情に合った成人式のあり方等について協議検討を重ねてまいりました結果、法改正後につきましても20歳を対象とした成人式を挙行することといたしました。

教育委員会定例会において報告した際につきましても、教育委員からは、やはり20歳でよいのではという意見をいただいているところでございます。

最後になりますが、式典の名称につきましては、引き続きふさわしい名称を検討してまいりたいと考えております。

説明につきましては以上になります。よろしくをお願いいたします。

委員長 執行部からの説明が終わりました。

質疑ございませんか。

古川委員 この結果については、以前からこういう方向性だということは聞いていたので、了解していますけれども、ちょっと参考までに、来年の1月の成人式が既に日にちが決定していて、土曜日の午後だと思うんですけども、以前から、土曜日の午前中だとどうしても金曜日、地元にはいない方が帰ってくるのも大変だということと、午前中だと朝早くて、特に女性の方なんか着つけとかそういうのが大変なんじゃないかと。日曜日にしてはどうかという話をしていましたが、とはいっても我々は当事者ではないので、実行委員の意見をよく聞いて、日時の決定についてはお願いしますということでお伝えしていたと思うんですけども。土曜日の午後になったというのを聞いて、あそうだよねと、土曜日の午後だったらいいよねと私は思ったんですけども。一応どういう話で午後になったのか教えていただけると。

生涯学習課長 こちらにつきましても、実行委員のほうから話がございます、やはり今、委員おっしゃったとおり、朝早いこともあるというところがありまして、午後からというのはできないのかというようなお話があったものですから、それについて検討を重ねた形でできるということになりました。実行委員のほうからお話が持ち上がった形で、そうなることで、その後の終わってからの集まりのほうもしやすくなると、時間的にもスムーズにいくというようなこともございまして、その状況で午後に至ったというような形になってございます。

以上になります。

古川委員 了解しました。

近隣市町村では日曜日にやっているところも多いんで、逆に土曜日のほうがいろんな意味で、手配や予約とかがとりやすいというのもあったんで、そういう意味では土曜日の午後というのは一番ベストなのかなというふうに思いました。ありがとうございました。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続いて、かわまちづくり支援制度活用事業に関する詳細設計についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

生涯学習課長 ご説明させていただきます。

常任委員会資料 21 ページをお開きください。また、22 ページには計画平面図がございますので、あわせてごらんいただければと思います。

それでは、かわまちづくり支援制度活用事業に関する詳細設計につきましてご説明させていただきます。

かわまちづくり支援制度活用事業につきましては、平成 29 年 3 月に登録されまして、昨年 10 月から、国の基盤整正工事が実施されているところでございます。

本年、市の第 1 期工事といたしまして、表面整備を実施するに当たりまして、詳細設計が完了いたしましたので、ご報告するものでございます。

まず、主な整備内容についてですが、整備する全体敷地面積は約 6 ヘクタールでございます。うち約 2.6 ヘクタールの多目的広場、こちら排水樋管より上流部になります。また、約 1.3 ヘクタールの原っぱ広場、こちらはその樋管の下流側になります、を計画しております。この場所では、市や地区まちづくり委員会が主催するイベントや各種スポーツ大会などでの利用を想定しております。

川辺側になりますが、水辺の環境学習の場といたしまして利用を想定しております親水護岸や水遊び場、また、樋管下流側に水防訓練の場といたしまして利活用いたします船おろし斜路を計画しております。

続きまして、堤防側になります。堤防側、地域の憩いの場といたしまして利用できる桜堤や多目的広場のイベント時における観覧席を確保していきたいと考えてございます。

駐車場といたしましては、多目的広場に駐車場 A といたしまして約 240 台、こちら上流部になっております。また、原っぱ広場側に駐車場 B といたしまして、約 160 台駐車できるスペースを確保いたしました。

なお、駐車場 B につきましては、ドクターヘリの緊急離着陸場といたしまして利用できるよう整備する計画といたしました。

かわまちづくり支援制度活用事業に関する詳細につきましては以上となりますが、参考までに今後の予定のほうを申しあげます。

本年度、国におきまして第 2 期の基盤整正工事が行われます。国の全ての工事はこれにて完了する予定となっております。また、先ほど説明いたしました市の第 1 期工事を実施いたします。国の工事完了に伴い、市の第 2 期工事、第 3 期工事を実施いたします。令和 4 年度の供用開始を目指す計画になってございます。

説明につきましては以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 執行部の説明が終わりました。

委員の皆さん、質疑ございませんか。

小泉委員 先日、芝植えというんですか、あれに参加させていただいたところなんですが、多分、多目的広場のほうの芝の植えつけというのはあれで終わったということでしょうか。

生涯学習課長 芝植えの時は、皆さんご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

あちらにつきましては、まだ若干、多目的広場につきましても少し残っている部分がございます。そちらにつきましては、順次関係団体等と調整をしながら、残りの部分についても植えていくというような状況になってございます。

以上になります。

小泉委員 そうしますと、多分、多目的広場のほうが実質は今年度で終わって、奥というか下流側の原っぱ広場と駐車場Bを翌年度以降やっていくということだと思うんですが、これは多目的広場の供用開始も令和4年なんですか。

生涯学習課長 一応そのつもりでございます。

小泉委員 これは半分お願いもあるんですが、一般的に見れば、芝も植え終わって何も工事をそれ以上やらなければ、実質使える状態になっているんじゃないのかなというふうに思うんです。その場合に、これだけの面積を使わないで、あわせて一気にというよりは、終わったところは先に供用開始してもいいんじゃないかなというふうに思うんです。そのあたりはいかがでしょうか。

体育G長 国のほうとの協議になるんですが、こちらの事業については、河川敷、河川区域の工事ということもありまして、基本的には国のほうで工事、こちらは国のほうも工事はしますので、そちらが終わるまでは工事区域として指定されておりまして、一般の方は入れない形になっております。そちらのほうは、先ほど課長からの説明があったように令和元年度の末、こちらは工期が延長になる可能性もありますけれども、それが終わってからになりますので、そのほうで協議を行う形なんですが、基本的には令和4年という形で国との協議が済んでいる形になっております。

小泉委員 おっしゃることはよくわかります。なので、国の工事が令和元年で終わるのであれば、終わればですよ、終われば、先に、例えば令和2年なり3年から使っても、その部分はいいいんじゃないですかという話で、分けて考えてもいいし、国の工事はそれ以降は入らないわけですから、市の工事だけになるわけなので、今の理屈からいえば、当然、国の工事中はということだと思うんですけれども、それが終わればですね、何も、終わったところは先に開放してあげてもいいのかなというふうに思うんです。令和4年まで引っ張ることないんじゃないのと私は思うんですが。例えば多目的広場のほうだけでも先に開放するという、令和2年なり3年なりに開放してもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

体育G長 こちらのほうは、先ほど言った樋管の下流側の工事、そちらのほうは令和2年とか3年のほうに予定されている部分もありまして、工事車両が入る部分もあります。そちらのほうも加味しまして、今のところは工事車両が入るものですから、その形にしております。

小泉委員 わかりました。

2期、3期のほうは、ただ、市の工事だと思うんですね。今、最初に言われたのは国の工事の関係で、それが終わるまではというお話だったと思いますので、令和2年、3年というのは市の工事だと思いますので、そこは市のほうで、表面工事ということだと思いますので、例えばしっかりと区域を分けて入れないようにして、手前は先に使うとい

うことも私は可能なんじゃないかと思imasるので。いろいろ国土交通省との調整もあると思imasるので、そのあたりは、先に使えるところはなるべく早く、2年間も寝かすことはないのかなと思imasるんで、そういう形でお願ideできればなというふうに思imasるので、よろしくお願idesます。

生涯学習課長 そのことにつきましては、国のほうとも協議いたしまして、どういう形が進められるかというようなことを、ちょっと調整していきたいというふうに考えたいと思imasます。

議長 すみません、副市長にお聞きしたいんですけれども、防災訓練ということで、来年あたり那珂市は計画を予定しているみたいなんですけれども、その場合に、このかわまちづくりの場所が防災訓練の会場に使われるんじゃないかとか、臆測ですけれども、そういう感じも受けているんですけれども、それには、今の説明だと実際使えないということですから、ここはあり得ないということで判断しちゃってよろしいんですか。

副市長 お答えします。

防災訓練に関しましては全くまだ決まっておられません。どこでやるのか、いつやるのかというのは全く決まっておられません、そこは今ちょっと検討調整しているところですので、その話も私は全く聞いていないので、今お答えするわけにはいかないです。すみません。

議長 わかりました。

ちょっとこの間の「議員と語ろう会」の中でいろいろ意見が出て、その中で来年あたりが那珂市としても大々的な防災訓練をやるのかなというように話もあったもんですから、ちょっと確認のため。了解しました。

副市長 来年やる方向では検討していますが、どこでやるのかそういう話まではまだっていないということでご了解いただきたいと思imasます。

中崎委員 この公園というかあれば、この間の台風、あるいはすごい大雨には全然大丈夫でしたか。

生涯学習課長 こちらにつきましては、昨日の台風時に確認をいたしましたところですが、この水遊び場のワンドと言われるところがあるんですけれども、そのところまで水は上がっていましたが、それ以外の部分につきましては全部かぶることもなく、大丈夫でございました。ただ、あれぐらいの雨の量だったのでということなので、基本、河川敷にある公園ですので、たくさん雨が降ればどうしてもかぶってしまうというのは想定した中で考えた公園になっているところでございます。

以上になります。

寺門委員 地元のまちづくり委員会からも要望が出ていると思うんですけれども、こういった河川敷公園というのは大概トイレがなくて、トイレをぜひ設置、常設でお願idesたいなと。河川敷が国の施設ということであれば外して、できれば設置をお願idesたいという

ことで要望したいと思います。ぜひ、そうじゃないと、イベントをやるにしましても、トイレに困っちゃうと思うんですね。実は私もこの間、芝張りに行きましたけれども、トイレが、仮設がたしかあったようには思ったんですけども、大変な思いをしたんで、ぜひお願いしたいと思います。

委員長 いいですか、答弁は。

寺門委員 ぜひ検討していただいて。

生涯学習課長 先日、一般質問の中でもこういったお話の部分につきましては、仮設でということでのお話があったかと思うんですけども、使用状況によりまして、やはり検討していかなければならない1つの事案であるということは認識してございますので、その部分について調整ができればというふうに考えております。

以上でございます。

寺門委員 ぜひ配慮をお願いしたいと思います。

古川委員 今のトイレの件ですけども、川側、堤防の、堤内というんでしたか、川側はね。堤内は仮設しか置けませんよね、いわゆる基礎を打ったり何だりはできないということ。今の寺門委員の要望ですと、常設、しっかりしたものをということだと思えます。そうすると、川側じゃなくて田んぼ側というのかな、場所というところの桜堤とか。せっかくこういう場所をつくるのであれば、その辺のところにしっかりトイレがあったほうがいいと思うんですが、その計画は今ないんですか、トイレの計画は。これからなんですか。

生涯学習課長 ただいまの状況につきましては、仮設という形で考えてございましたので、場所についての考えというのはございませんでしたが、常設含めまして考えるとすれば、桜堤等という形になってまいりますので、そのあたりで今後検討していきたいというふうに、考えたいと思います。

以上になります。

古川委員 現時点では、今のところは計画はないということね。常設にするのか仮設にするのか、どこに置くのかについて、まだ今のところは決まっていないということですね。

生涯学習課長 その形になります。桜堤付近という形は考えてはございますが、詳細の中にはまだ載っていないというふうに考えております。

古川委員 であれば、ぜひ桜堤のあのあたりなのであれば、それなりの常設型の、仮設じゃなくてね、トイレをつくってほしいなという気はいたします。ここに最大で何千人ぐらいの方が来るのかわかりませんが、そのぐらいの大会とかイベントだって考えているわけでしょう。であれば、やっぱり仮設トイレが1基、2基ありますというのではちょっと無理じゃないのかなという気がします。イベントのときだけまた増設するというのもできるんでしょうけれどもね。

それで、私がちょっと気になるのは、この原っぱ広場がここにできます、多目的に広場

がここにできます、桜堤がここにできますというのはこの図面でわかりますけれども、私が気になるのは、ここで何ができるんだろうかということなんです。もともと例えばサッカー協会とかから、グラウンドを整備してほしいということが発端といえば発端でしょうけれども。だから、例えば多目的広場ではサッカーができるよと、広さ的にですね。原っぱ広場のほうでもソフトボールぐらいだったらできるよとか。例えば桜堤が憩いの場だというのなら、そこでバーベキューはやっていいんだろうかとか。何かそういう具体的な使い方というのは考えていますか。

体育G長 こちらのほうは、計画を立てるときにワークショップ等で地元の意見とか、そちらのほう出た中から決まったものなんです。基本的には上流側の多目的広場のほうは、大きさの大体目安でいいますと、先ほど 2.6 ヘクタールという話があったと思うんですが、大体サッカーコートが大人用で2面ほどとれるくらいになっています。下流側の原っぱ広場につきましては、こちらが 1.3 ヘクタールで、サッカーコートが1面とれるほどになっております。こちらのほうは全面芝生ですが、基本的に多目的広場、原っぱ広場という形ですので、外のスポーツ、サッカーのほかにソフトボールとか野球、野球のほうはもちろん 100 メートルとかのグラウンドがとれるわけじゃないので、練習とかになると思うんですけれども、あとグラウンドゴルフとか、そちらのほうのスポーツを考えております。あと、そのほかに、先ほど話があったかと思うんですが、地区の祭りとか、そちらのほうで使うことも想定しております。

古川委員 じゃ、例えばこのサッカーが2面とれるよとか、ソフトボールもできるよというんですけれども、広さ的にはそういうものができるというのは今わかりましたけれども、じゃ例えばソフトボールも使えるよというのであれば、ソフトボールだって、バックネットというのがやっぱり必要になるんですね。しっかりしたものは、先ほどから言っているように多分できないと思いますが、何かでちょっとこう刺したぐらいの簡易なバックネットとか、そういうのも設置はしていただけるんですか。

体育G長 こちらのほうは、今のところ用具の部分まで詳細設計の中に見ているわけではないんですが、基本的にソフトボール協会のほうから今のところそこまでの要望はないんですが、先ほど言ったサッカーのゴールとか、あと野球のバックネットの簡易なものとか、そちらのほうとかは金額によりけりになるかと思うんですけれども、そちらのほうも用具として、要望があればそろえることは検討する余地はあるかと思えます。

古川委員 わかりました。

副委員長 この間、多目的広場のほうの芝張りが終わって、現在の管理状況というのは、草がかなり生い茂っているような状況ですが、これはオープンまで別段きれいにしようとかというあれはないですか。

体育G長 こちらは、その芝の苗をいただいた団体が、日本サッカー協会ですけれども、そちらのほうから一応、指導がありまして、ある程度芝のほうが根づいてから管理するとか

がありますので、そちらのほうと相談しながら現在行っている段階ですので、ちょっと見た感じは確かに草が生い茂っているんですが、こちらは芝の状況を見ながら草刈りとか、そちらのほうも入れていく形となっております。

副委員長 わかりました。

ここ多分、サイクルツーリズムでも使いたいと思っている場所ですね。やっぱりそうになると、そういう方たちも困るのはトイレかなと思うんですね。そうなってくると、やっぱり自転車がとまれて、ここ下水道も通っている地域ですもんね。やっぱりひとつ私のほうからも、トイレは常設型のある程度いいのをつくっていただくと、本市のイメージももっとアップするんじゃないかなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

委員長 そのほかございませんでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がなければ質疑を終結いたします。

以上で生涯学習課所管部分を終了します。

暫時休憩します。ご苦労さまでした。

休憩（午後 1 時 33 分）

再開（午後 1 時 35 分）

委員長 再開いたします。

健康推進課が出席いたしました。

議案第 65 号 平成 30 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、健康推進課の所管の部分について、執行部より説明を求めます。

健康推進課長 健康推進課課長の加藤です。外 3 名が出席しております。よろしく願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

まず、決算主要施策調書の健康推進課所管部分は、63 ページから 67 ページとなります。それでは、決算書の 128 ページをお開きください。

款項目、支出済額の順に読み上げます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 2 億 4,315 万 4,212 円でございます。それから、繰越明許費 1,569 万 2,000 円は、総合保健福祉センターの健康増進室空調設備工事でございます。令和元年 6 月 27 日に完了しております。

まず、健康推進課と環境課の職員人件費及び保健衛生事務全般にかかわる保健衛生総務事務費、献血推進事業、休日・年末における休日診療委託事業、総合保健センター管理事業、緊急医療二次病院運営事業でございます。主な不用額としましては、総合保健福祉センター管理事業の委託料、こちらが空調工事の実設計費の入札差金でございます。

続きまして、130 ページをお開きください。

2 目予防費 1 億 7,559 万 9,870 円でございます。3 歳児健康診査事業、予防接種法に

基づきました予防接種事業、1歳6カ月児健康診査事業、母子健康診査・健康相談事業、乳児家庭全戸訪問事業、不妊治療費助成事業、緊急風疹抗体検査等事業でございます。主な不用額につきましては、予防接種事業と母子健康診査・健康相談事業の委託料の不用額でございます。

続きまして、134ページをお開きください。

3目健康増進事業費 4,577万3,373円でございます。各種健康相談事業、団体補助事業、各種検診事業、がん検診推進事業、地域自殺対策緊急強化事業です。不用額の主なものにつきましては、各種検診事業、がん検診事業費の委託料の不用額でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑ございませんでしょうか。

小泉委員 主要施策調書の65ページ、母子健康診査・健康相談事業というのがあるかと思えます。平成28年度から平成30年までの利用者の人数と率が載っているんですが、乳児健康診査、乳児健康相談、かなり平成30年、数字が上がっているなというのが見られるんですが、これ何か取り組みを変えたとか、上がった要因というのはあるんでしょうか。

健康推進課長補佐 お答えします。

特別に何かを変えたというやり方はしてはいないんですが、ただ、乳児健康診査のほうは受診券をこちらのほうで出しましたものを医療機関のほうに行きつけて個別で受けていただくものなんです。そうすると、こちらから毎回毎回通知を出すものではないので、こちらに来た事業等の中で利用しながら、そちらの利用を促進ということでお声かけはさせていただいております。ただ、特別に変わったことをやっているわけではないので、それぞれの相談者がそういったところのご案内はさせていただいたという結果だと思います。

小泉委員 仕組みというよりは、何か広報を変えたとか、よりその方に啓蒙活動を行ったとか、何かそういう努力があって数字が比較的大きく伸びたのかなというふうに思ったので、ちょっとお聞きしたところなんです。ありがとうございました。

委員長 その他質問ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 それでは、ほかにご覧ですか。

なければ質疑を終結いたします。

続いて、那珂市いのちを支える自殺対策計画についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康推進課長 それでは、那珂市いのちを支える自殺対策計画について説明をさせていただきます。

委員会資料の16ページから17ページ、それに続きます自殺対策計画(案)をごらん

ください。

まず、16 ページになります。

1、経過ですが、平成 28 年 4 月に国の改正自殺対策基本法が施行され、各市町村に生きることの包括的な支援を基本理念とした市町村自殺対策が義務づけられたため、今年度中に市自殺対策計画を策定いたします。

2、計画の方針ですが、計画の名称は那珂市いのちを支える自殺対策計画とし、計画の期間は 2020 年、令和 2 年度から 2023 年、令和 5 年度までの 4 カ年といたします。

基本理念としましては、自殺総合対策大綱に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない那珂市の実現を目指すため、命を支える自殺対策を総合的に推進します。

3、今後の予定ですが、本日、教育厚生常任委員会に中間報告をいたしまして、パブリックコメントの実施を今年度 10 月から、12 月の教育厚生常任委員会へ報告をいたしまして、計画の公表は令和 2 年 3 月ごろとさせていただきます。

次に、那珂市いのちを支える自殺対策計画（案）をごらんください。

まず、1 ページをごらんいただきたいと思います。

第 1 章、計画の概要が 1 ページから 2 ページになりまして、1、計画の策定の趣旨、2、計画の位置づけ、3、計画の期間を掲載しております。

続きまして、3 ページから 8 ページまでが第 2 章、那珂市の自殺の現状となります。

これらのデータは、厚生労働省の自殺における自殺の基本資料と自殺総合対策推進センターが全ての都道府県及び市町村ごとに自殺の実態を分析した地域自殺実態ファイル 2018 に基づいております。

3 ページの（1）自殺数の推移では、平成 25 年度から平成 29 年度までの那珂市の自殺者は 55 人となっており、毎年平均 10 人以上の方が自殺をしております。

続きまして、8 ページ、下の段の表 1、本市の主な自殺の特徴をごらんください。

1 位は男性 60 歳以上、無職、独居となっております。平成 25 年から 29 年で 10 人の方がお亡くなりになっております。背景につきましては、おのおの実態は不明ではございますが、国の自殺実施白書 2013 を参考としました主な自殺の危機経路としましては、失業、退職から生活苦プラス介護の悩み、疲れプラス身体疾患から自殺となる経緯をたどるケースが多くなるというような予想になっております。

9 ページから 22 ページは第 3 章、いのちを支える自殺対策における取り組みになっております。9 ページから 11 ページに計画の基本的考え方で、計画の基本理念、計画の基本方針、計画の体系を掲載しております。

11 ページの（5）をごらんください。

計画の推進目標では、本市において令和 5 年までに自殺死亡率を平成 28 年度の 19.8 と比べ 20%以上減らし、15.0 以下を目指しております。

続きまして、12 ページの基本施策となります。

これらは地域自殺対策政策パッケージにおいて、全国的に実施することが望ましいとされている5項目を基本施策とし、12 ページ（1）住民への啓発と周知、13 ページ（2）自殺対策を支える人材育成の強化、14 ページ（3）地域における連携の強化、15 ページ（4）生きることの促進要因への支援、17 ページ（5）児童生徒のSOSの出し方に関する教育としております。

続きまして、18 ページからの（3）重点施策は、地域自殺対策政策パッケージから本市の実態を踏まえた重点施策を講じます。本市では、世代別、階層別に対策を講じていくところがございます。重点施策は18 ページ（1）子供・若者への対策、19 ページ（2）勤務、経営への対策、20 ページ（3）高齢者への対策、22 ページ（4）生活困窮者への対策の4つとなっております。

続きまして、23 ページは第4章、計画の評価で、計画の目標数値及び評価指標を掲載しております。

24 ページは第5章、1、計画の推進体制を、25 ページには2、計画の進捗管理を掲載しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 執行部からの説明が終わりました。

質疑ございませんか。

古川委員 11 ページと 23 ページに自殺者の数値目標がありまして、先ほどもご説明ございましたけれども、15.0 以下を目指しますということなんですが、わかるんですけども、目標はゼロであってほしいなと思うんですが。それは皆さん、当然そう思っていると思うんですが、やっぱり結構、数値目標としては何%減のこのぐらいと出さざるを得ないんですかね。目標というのは、15 人ならいいよなんて思っている人、当然いないと思うんでね。何かゼロにしてほしいなというふうに。それで結果的にゼロじゃなくて 15 で、それが何%だったというのは、それはそれでしょうがないと思うし、目標ぐらいはゼロにしてほしいなという気がするんですけども、どうなんでしょう。

健康推進課長 計画の目標数値でございますが、こちらは、自殺死亡率と言いまして、10 万人当たりの自殺者数になっております。正直、那珂市で 15.0 以下と言いますと、人口 5 万 2,000 ぐらいですので、実際は年間 7 人以下でないと 15.0 以下にはならない状況でございます。

なかなか自殺者ゼロというのは理想ではございますが、ほかの市町村でも自殺対策計画につきましては、実際の現状の自殺者数の 2 割とか 3 割ぐらいの減少というところで記載はしているところがございます。

古川委員 できないということですか。

健康推進課長 難しいと思います。

寺門委員 私もその数値目標というのは余り公表しなくてもいいのかなという気はするんです

けれども。というのは、今お話があったように、これは目標数値、指標ですから、15.0以下、7名にしますよということなんで、それよりも、私もちょっと身近な人が自殺で亡くなったので、ほとんどわからないんです、ふだん。あれと思ったらもう、ということなので、ご家族の方も、シグナルは出ていたんでしょうけれども、それをどうやって吸い上げるかというか、ご近所の方もそうなんですけれども。もっと広げれば、行政も含めての世界になるんでしょうけれどもね。この計画ができるということなんで、大変いいことだなと思うんですけれども、やはりそこは家族の方、いろんな方にお知らせをしながら減らしていくというのが一番いいと思うんでね。まず相談には来ないですよ。表面的にというか、内面的なものはちょっと正直いってわかりません。という経験があるんで、余り私もこのゼロに目標としますというのが理想といいますか、そちらのほうがいいと思いますんで。庁内ですとか、こういう数値目標は必ず必要ですんで、ぜひその辺は配慮をいただきたいなということをお願いしたいと思います。

委員長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

(なし)

委員長 じゃ、私のほうから1つ。

24 ページに第5章、計画の推進ということであります。この自殺に関しては大変難しい問題であると思われませんが、この計画の推進の中で一番下のほうに那珂市いのちを支える自殺対策推進本部作業部会、さらに連携して那珂市いのちを支える自殺対策協議会とあるんですが、この協議会のほうというのは何名ぐらいの組織で、どのぐらいの頻度で会合というか、それに対しての打ち合わせを持たれる予定でしょうか。

健康増進G長 健康推進課健康増進グループ長をしております大島です。

こちらの自殺対策推進本部におきましては、市長を筆頭にしました市内の部長クラスの方、人数のほうで14名程度になっているかと思うんですが、こちらで組織させていただいて、計画の策定及び推進会議のほうの推進進行状況のほうを行うトップとして位置づけております。その下の下部組織としまして、作業部会につきましては、保健福祉部内を中心としました相談に当たる各課のグループ長や係長クラスの方1名ずつ投入しまして、先ほどもありました市の実態としてのプロフィールほか統計等もプラスしながら、相談窓口での実態、ハイリスク者の実態等を加味した上での推進体制のほうの実戦部隊として位置づけております。

協議会につきましては、外部組織としまして、こちらで行う推進本部の推進管理の外部的な参考意見をいただく機関としまして、医師会や警察、消防、それから保健所等、正しい数字があれなんです、10名から12名ぐらいの外部の委員さんで構成されている組織になっております。

以上です。

委員長 わかりました。よろしくお願ひいたします。

副委員長 23 ページの計画目標数値及び評価指数というところを見ますと、大体今までやっていたのにちょっと以上という言葉が入って、回数はふやしていくんだなと思っているんですけども、これゲートキーパーと呼ばれる方が圧倒的に、倍にふやそうという感じなんですけど、このゲートキーパーと呼ばれる方はどのようなことをやられた方なのか教えていただきたいんですが。

健康増進G長 ゲートキーパーですね、平成 26 年度から行っておりまして、主に過去には民生委員の方や職員、こちら職員は全職員でなく、研修の一環として、精神保健福祉士等が講師となりまして行ってきたうちの平成 30 年度の実績をこちらに書かせていただきました。今後はこれにプラスしまして、まずは5カ年間で全職員、管理職から始まりまして保健福祉部内の職員プラス職員を中心にゲートキーパーになれるような形の体制をつくりまして、窓口で、やはり相談に当たる場面でのちょっとした傾聴や気づきというものを上げていきたいと思っております。

以上です。

副委員長 ちょっと前に戻りますけれども、何かやっぱり鬱になるまでの流れが、最後は鬱、自殺というふうにはほとんど流れ的にはなっていると思うんですね。その前の気づきを持てる人を養おうという講座ということで理解しました。

委員長 そのほか質問ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

以上で健康推進課の所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

再開を2時15分といたします。

休憩（午後1時58分）

再開（午後2時15分）

委員長 再開いたします。

社会福祉課が出席いたしました。

議案第 65 号 平成 30 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、社会福祉課所管の部分について執行部より説明を求めます。

社会福祉課、よろしくお願ひいたします。

社会福祉課長 社会福祉課課長の生田目です。外3名の職員が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、決算書の106ページをお開き願ひます。決算主要施策調書は44ページからになります。

決算書の款項目、支出済額の順にご説明をいたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 7 億 9,239 万 9,384 円。このうち 108 ページの 4 つ目の国民健康保険特別会計繰出金 4 億 5,688 万 4,882 円につきましては、保険課の所管となります。

107 ページに戻りまして、中段の繰越明許費 2,668 万 2,000 円ですが、こちらにつきましては、プレミアム付商品券事業分になります。また、不用額 1,085 万 5,616 円のうち主なものにつきましては、109 ページの 21 節貸付金の 350 万円になりますが、こちらは自然災害により住居、家財等に被害を受けた世帯に対して、世帯の立て直しのための資金の貸し付けを行う事業になりますが、申請がなかったことによるものです。

続きまして、110 ページをお開きください。

3 目障害福祉費 12 億 4,169 万 6,727 円です。また、不用額 6,603 万 8,273 円のうち主なものにつきましては、20 節の扶助費の 5,378 万 8,851 円になりますが、こちらは障がい児及び障がい者の各種障害福祉サービスの給付費の残額になります。決算主要施策調書は 45 ページになります。こちらの扶助費につきましては、昨年度に比べ 4.2%増加しており、予算の執行率のほうは 95.4%となっております。

続きまして、126 ページをお開きください。

3 項生活保護費、1 目生活保護総務費 7,155 万 6,809 円です。

続いて、128 ページをお開き願います。

2 目扶助費 4 億 7,305 万 6,631 円です。決算主要施策調書は 48 ページになります。扶助費につきましては、平成 29 年度の実績額を約 8.2%下回りました。こちらにつきましては、前年度に比べ生活保護が新たに開始となった件数よりも死亡等により廃止となるケースが多かったことによるものです。

続きまして、238 ページをお開き願います。

12 款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金 2,885 万 2,044 円のうち 2,237 万 8,046 円が社会福祉課の所管となります。こちらは過年度の国庫負担金等の精算に伴う返納金となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

小泉委員 主要施策調書の 47 ページ、生活困窮者自立支援事業というのがございますけれども、下のほうに一時生活支援事業、子どもの学習支援事業というのがありまして、那珂市の独自の実施なんですか。那珂市独自だとすれば、これをやっている理由と、どういった内容のことをやっているのかちょっと教えてください。

社会福祉課長 こちらにつきましては、生活困窮者自立支援事業の一環として茨城県のほうでも子ども学習支援事業のほうは力を入れて取り組んでいる事業になりまして、ほかの市町村でもやっている事業になります。ただ、こちらの中身につきましては、那珂市独自

で考えてやっているものになりますけれども、対象は中学生1年生から3年生までになります。こちらの対象につきましては、要保護、準要保護家庭のお子様ということになります。週1回、学習支援を行っている状況になります。こちらはNPO法人のほうに委託をして実施をしております。

以上です。

小泉委員 わかりました。ありがとうございました。

委員長 そのほか質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がなければ終結いたします。

続いて、プレミアム付商品券事業の進捗状況についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

社会福祉課長 それでは、プレミアム付商品券事業の進捗状況について報告をさせていただきます。

常任委員会資料の10ページをお開き願います。

まず概要ですが、来月予定されております消費税10%への引き上げに伴いまして、プレミアム付商品券を発行することにより、低所得者及び子育て世帯への影響緩和、地域における消費の喚起及び下支えを図るものです。こちらの事業につきましては、10分の10、国の補助となっております。

商品券の名称はナカマロちゃん商品券とし、ナカマロちゃんのイラストを入れてあります。皆様のお手元に届いています、こちらのチラシのほうの1ページの中段に商品券のイラストがありますので、ご参照願います。

プレミアム率は25%で1セット5,000円分の商品券を4,000円で販売いたします。商品券の額面は500円としており、1セットが10枚つづりとなっております。販売の上限は、対象者1人につき5セット、2万5,000円までとなります。今回は住民税非課税者が対象となっていることから、分割での購入も可能としております。

実施方法についてですが、一部を市商工会のほうに委託をさせていただいております。対象者は非課税者と子育て世帯になり、まず非課税者ですが、基準日Aの平成31年1月1日において那珂市の住民基本台帳上に記載されている者で、令和元年度住民税非課税者となります。ただし、課税者と生計同一の配偶者及び扶養親族、それから生活保護受給者は除かれます。子育て世帯に対しましては、後から対象者が追加されたことから、基準日が2つありまして、まず基準日Bの令和元年6月1日において、平成28年4月2日以降の出生した子を養育する世帯の世帯主、それから、基準日Bの翌日である令和元年6月2日から基準日Cの令和元年9月30日まで出生した子を養育する世帯の世帯主となります。

続いて、対象者数ですが、非課税者につきましては、7月に1回目の抽出を行いました。

裏面になりますが、6,145世帯8,840人が対象となっております。(2)の基準日B現在の子育ての世帯数につきましては1,066世帯、3歳未満の子供の数は1,173人。(3)の令和元年6月2日以降9月30日までに出生するこの数は90人程度を想定しております。

広報についてですが、既に国のほうでテレビ、新聞、ラジオによる広報を実施しているところですが、市におきましてもホームページや広報紙等でお知らせをしております。そのほか、参加店舗でののぼりやポスターでご案内をいたします。また、チラシ及びポスターを関係機関へ配布し掲示をいたします。それから、行政動画モニターでの広報も開始をしております。

商品券購入までの流れについてですが、非課税者につきましては7月10日に把握した対象者に対しまして、8月7日に申請書を発送いたしました。順次受け付けを行っておりますが、対象者と確認できた方については購入引きかえ券を発送しております。

第1回目の発送を8月28日に行っております。8月末時点の申請状況ですが、1,035世帯で約17%となっております。

続いて、子育て世帯ですが、こちらは申請の必要はなく、直接購入引きかえ券を発行することになります。6月25日に把握した1,066世帯と8月19日に把握した50世帯には、低所得者と同じく8月28日に引きかえ券を発送しております。それから、今後10月中旬に把握する子育て世帯につきましては、10月下旬に発送する予定でございます。この購入引きかえ券につきましては、紛失をしましても再発行は行いませんので、配達記録で郵送しております。

続いて、商品券の販売及び使用等についてですが、販売は9月1日から開始をしております。販売店につきましては、先ほどの添付資料を1枚めくっていただいたところに販売所の記載がありますが、各地区2から4店舗が販売店として登録をしております。商品券を利用できる取扱店としましては、9月6日現在150店舗に登録をしております。こちらのチラシにつきましては、購入引きかえ券発送時に同封をさせていただきます。

商品券の使用期間は10月1日から来年の2月29日までとなっております。

その他ですが、商品券は換金性の高い商品、たばこ、金融商品での支払い、商品券そのものの売買、租税公課への支払いには使用はできません。そのほか使用に当たっての注意事項ですが、つり銭は出ませんので、額面以上の支払いの際に使用することとなります。また、今回の商品券は医療・介護における自己負担分の支払いにも利用できることとしているために、取扱店舗には医療機関や薬局にも登録をしております。

説明は以上です。

委員長 執行部からの説明が終わりました。

質疑ございませんか。

副委員長 これ8月7日から申請の受け付けと審査、第1回購入引きかえ発送とありますが、
今現在というのはどのような感じですか。かなり審査に来ているというか、受け付けを
やっている人が多いとか、お聞かせ願いたいです。

社会福祉課長 先ほど説明の中にも申しましたけれども、今現在まだ非課税者の方につきまし
ては申請率のほうは17%程度という形になっております。

副委員長 ありがとうございます。

寺門委員 こちらの商品券の案内チラシなんですけれども、1ページめくって、商品券ご使用
上の注意が書いてありまして、交付された本人、または代理人、もしくは使用人以外の
人の商品券使用、これはだめですよということで書かれていますけれども、商品券その
ものはもう最初に選別してお送りしているので、商品券を購入した方は使えると。特に
使用する側でチェックとかそういうのは一切要らないということではないでしょうかね。

社会福祉課長 こちらにつきましては、非課税者の方については申請があった後に購入引きか
え券をお送りしていますので、その後、各自購入をしていただくわけなんです、購入
店舗のほうでは本人確認をしていただくようお願いをしております。

寺門委員 わかりました。

本人確認、住民基本台帳とかいろいろありますけれども、免許証とかそういうたぐいで
すね。

社会福祉課長 免許証とかになります。

寺門委員 わかりました。

中崎委員 1つ教えてください。私の家族は6人いるんですよ。それで、4歳と2歳の孫がい
ます。そうすると、世帯主は私の息子が世帯主なんです、そういうところへは発送し
てくれるんですか。

社会福祉課長 3歳未満のお子さんをお持ちの世帯主の方にはお送りしておりますので、世帯
主が息子さんであれば、お子様の分の通知は行っているかと思われ。

委員長 じゃ、中崎委員のところにも、息子さんのところに。

中崎委員 所得は関係ないよね、子育ての場合。

社会福祉課長 子育て世帯につきましては、所得のほうの制限はございません。

委員長 よかったですね。

中崎委員 ありがとうございます。

委員長 そのほかございませんでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がなければ質疑を終結いたします。

以上で社会福祉課の所管部分を終了します。

暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

休憩(午後2時30分)

再開（午後 2 時 31 分）

委員長 再開いたします。

介護長寿課が出席いたしました。

議案第 63 号 令和元年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）
についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 介護長寿課長の藤咲です。外 3 名が出席しております。よろしくお願いいたします。

介護保険特別会計補正予算書の 1 ページをごらんください。

議案第 63 号 令和元年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）
になります。

それでは、4 ページをお開きください。

歳入になります。款項目、補正額の順にご説明いたします。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金 697 万 5,000 円。
こちらは平成 30 年度実績確定に伴います支払基金の不足分の追加交付でございます。

7 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金 2,027 万 6,000 円の減。
こちらは平成 30 年度繰越金確定により繰戻しになります。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 1 億 4,101 万 6,000 円。こちらは平成 30 年度の
繰越金の一部を財源として計上するものでございます。

続きまして、5 ページをごらんください。

歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金 9,877 万 2,000 円。こちらは
平成 30 年度実績確定に伴います国・県負担金等の返納金でございます。

6 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金 2,894 万 3,000 円。こちらは平成 30
年度実績確定に伴います一般会計への繰出金でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 執行部からの説明が終わりました。

委員の皆さんから質疑ございませんか。

（なし）

委員長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

（なし）

委員長 討論を終結します。

これより議案第 63 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 63 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 65 号 平成 30 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、まず、介護長寿課所管の一般会計の部分について説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、決算書の 108 ページをお開きください。下段になります。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目高齢福祉費 1 億 341 万 305 円。主な不用額は、老人保護措置事業、紙おむつ等購入助成事業の扶助費の減によるものです。

116 ページをお開きください。中段になります。

8 目介護保険費 7 億 167 万 5,440 円。中段にございます繰越明許費でございますが、こちらは特別養護老人ホームのプライバシー保護のための改修費の繰り越しになります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 執行部からの説明が終わりました。

質疑ありませんか。

(なし)

委員長 なければ一般会計について質疑を終結いたします。

続いて、介護保険特別会計(保険事業勘定)の審議を行います。

歳入について一括して説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、決算書の 344 ページをお開きください。

款項、収入済額の順にご説明いたします。

1 款保険料、1 項介護保険料 10 億 4,808 万 6,822 円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 15 万 1,800 円。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金 7 億 5,288 万 3,188 円、2 項国庫補助金 2 億 5,191 万 5,030 円。

346 ページをお開きください。下段のほうになります。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金 10 億 8,547 万 2,000 円。

5 款県支出金、1 項県負担金 6 億 1,829 万 6,000 円。

348 ページをお開きください。

2 項財政安定化基金支出金ゼロ円でございます。3 項県補助金 3,449 万 1,089 円。

6 款財産収入、1 項財産運用収入 13 万 1,798 円。

350 ページをお開きください。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金 6 億 5,083 万 5,440 円。

352 ページをお開きください。

2 項基金繰入金ゼロ円でございます。

8 款繰越金、1 項繰越金 1 億 4,444 万 4,851 円。

9 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料 47 万 5,106 円、2 項預金利子ゼロ円でございます。3 項雑入 52 万 4,143 円。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 執行部より説明が終わりました。

質疑ございませんか。

古川委員 すみません、介護の認定というのはこの特別会計の中でいいんですか。

介護長寿課長 ございます。そちらは歳出のほうになります。

委員長 そのほか質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑がなければ質疑を終結いたします。

次に、歳出について一括して説明を求めます。

執行部お願いします。

介護長寿課長 それでは、決算書の 354 ページをお開きください。

決算施策調書につきましては 145 ページから 148 ページまでになります。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 4,601 万 4,662 円。主な不用額は、臨時職員が 9 月に退職したことに伴います賃金、共済費等の減及び郵送料、委託料の減額によるものでございます。

2 項賦課費、1 目賦課費 136 万 2,553 円、3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費 510 万 7,131 円。

356 ページをお開きください。上段になります。

2 目介護認定調査費等 3,747 万 3,372 円。こちらの主な不用額につきましては、医師意見書の件数減によるものでございます。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費 62 万 460 円。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費 38 億 3,571 万 6,287 円、2 目審査支払手数料 310 万 8,837 円。

2 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費 9,000 万 537 円でございます。2 目高額医療合算介護サービス費 776 万 4,039 円。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金ゼロ円でございます。

358 ページをお開きください。

4 款地域支援事業費、1 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費 4,649 万 8,717 円、2 目任意事業費 1,336 万 2,880 円。3 目在宅医療・介護連携推進事業費 793 万 6,993 円、こちらの事業につきましては、平成 30 年度からの事業になっております。

360 ページをお開きください。上段になります。

4 目生活支援体制整備事業費 1,053 万 1,694 円、5 目認知症総合支援事業費 2,031 万 9,378 円、こちら今説明いたしました 4 目、5 目も平成 30 年度からの事業になっております。

2 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費 8,036 万 7,307 円、こちらの事業は介護保険制度の改正によりまして、平成 29 年度より日常生活支援総合事業として始まりましたもので、こちらは利用者の増により決算額も増になっております。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費 1,080 万 1,588 円、3 目高額介護予防・生活支援サービス費 1 万 3,294 円、4 目高額医療合算介護予防・生活支援サービス費ゼロ円でございます。

3 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費 1,506 万 9,202 円。

4 項その他諸経費、1 目審査支払手数料 32 万 2,620 円。

362 ページをお開きください。上段になります。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金 6,274 万 7,000 円。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金 44 万 4,950 円、2 目償還金 6,205 万 5,838 円。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金 197 万 1,383 円。

3 項利用者負担額軽減費、1 目利用者負担額軽減費 21 万 7,537 円。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費ゼロ円でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 執行部からの説明が終わりました。

質疑ございませんか。

古川委員 介護認定審査について伺いたいんですが、介護認定審査というのはいわゆる要支援 1 から、その上、2 があって、介護認定 1、2、3 の審査ですよね。この審査の結果に納得がいない方、不服な方はどうしたらいいんですか。受け入れざるを得ないんですか。

介護長寿課長 こちらの審査結果についての不服がございます方は、不服申し立ての制度がございます。そちらを申し立てていただければ、また再審査という形になります。

以上でございます。

古川委員 その審査というのは年に 2 回でしたか、年に何回あるんですか、その審査というのは。

介護長寿課長 認定審査会につきましては毎月やっております。

古川委員 じゃ、次の翌月にまた審査してもらえるということですか、その不服の申請をするのと。

介護保険G長 補足いたします。

不服審査の審査については、基本的に介護度の結果そのものについての再審査ということとはしないんです。介護認定の結果を出すまでのプロセスについて適正に審査をされたかという部分を審査、何ていうんでしょう、不服申し立ての審査ができるんですけれども、結果そのものについては覆るということは基本的にないです。そういうことになります。

古川委員 じゃ、例えば要支援2なら2に納得いかないと、要介護だろうというふうなのは覆らないということ。あくまでも要支援2になった、その経緯を開示してもらおうということなんですか。

介護保険G長 委員おっしゃるとおり、その過程、経緯について審査をするということで、もし結果について納得がいかないというようなことであれば、区分変更申請という手続きがございまして、当初申請してからしばらくたって状況等が変わって、その当時の申請より体の状態が、心身の状態が変わったよということであれば、再度の申請といえますか、要介護度、支援だけでも、介護だと思ふんだということ再度申請していただければ、もう一度審査を行うという形になります。

古川委員 その期間はどのぐらいあればいいんですか。

介護保険G長 特に期間の定めはございません。

古川委員 極端な話、来月でもいいんですか。

介護保険G長 通常、要介護認定申請をしてから結果が出るまでに1カ月程度の時間を要していますので、通常その結果が出てから区分変更の認定の申請をしていただくという形になります。

古川委員 だから、出た結果に納得していないわけだから、2カ月かかるとかというんじゃないで、結果が出たらすぐその区分変更の審査はできるということでしょう。

介護保険G長 そのとおりでございます。

古川委員 わかりました。

ごめんなさい、もう一つ。それって何か区分変更でも何でも、その申請、審査してくださいというその申請というのは無料なんですか。

介護保険G長 無料です。

古川委員 無料、わかりました。ありがとうございます。

委員長 そのほか質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結します。

以上で介護保険特別会計（保険事業勘定）の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。ご苦勞さまでした。

休憩（午後2時50分）

再開（午後 2 時 52 分）

委員長 再開いたします。

保険課が出席いたしました。

議案第 62 号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長 それでは、国民健康保険特別会計補正予算書の 1 ページをごらんください。

議案第 62 号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
になります。

4 ページをお開きください。

歳入になります。款項目、補正額の順にご説明いたします。

4 款県支出金、2 項県補助金、1 目保険給付費等交付金 388 万 3,000 円。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 145 万 7,000 円。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目療養給付費等交付金繰越金 2,637 万 5,000 円。

歳入につきましては以上になります。

続きまして、歳出になります。

5 ページになります。款項目、補正額の順にご説明します。

1 款総務費、1 項総務費、1 目一般管理費 145 万 7,000 円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、1 目一般被保険者医療給付費分
2,615 万 9,000 円でございます。

なお、3 款の事業費納付金の補正につきましては、茨城県に納めます事業費納付金額の
確定により過不足額を補正するものであります。

2 目退職被保険者等医療給付費分 144 万 2,000 円。

次のページをお開きください。

2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分 553 万 7,000 円
の減、2 目退職被保険者等後期高齢者支援金等分 53 万 6,000 円。

3 項介護納付金分、1 目介護納付金分 376 万 6,000 円。

次のページになります。

5 款保健事業費、2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費 388 万 3,000
円。こちらの補正につきましては、特定健診の未受診者への勧奨としまして、データに
基づき有効な受診率向上のための施策としまして、業者委託によりまして勧奨通知の発
送を行う中身となります。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金 9,000 円です。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

委員長 執行部からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 62 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 62 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 65 号 平成 30 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

保険課所管の一般会計の部分について説明を求めます。

保険課長 決算書の 106 ページをお開き願います。

保険課所管分についてご説明いたします。なお、主要施策調書は 62 ページに記載をしております。

それでは、款項目、支出済額の順にご説明します。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 7 億 9,239 万 9,384 円のうち保険課所管部分につきましては 109 ページになります。お開きください。

中段ほどになります。

国民健康保険特別会計繰出金 4 億 5,688 万 4,882 円になります。

続きまして、114 ページをお開きください。

4 目国民年金費 538 万 7,942 円、5 目後期高齢者医療費 6 億 9,914 万 4,362 円。

次のページをお開きください。中段になります。

7 目高額療養費貸付金 67 万円。こちらについて不用額 330 万円ほどありますが、貸し付けの申請がここまでなかったということで残額となっております。

9 目出産費資金貸付金ゼロ円でございます。

一般会計については以上でございます。

委員長 以上で執行部の説明が終わりましたが、質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ一般会計についての質疑を終結いたします。

続きまして、国民健康保険特別会計（事業勘定）の審議を行います。

歳入について一括して説明を求めます。

保険課長 決算書の 266 ページをお開きください。

国民健康保険特別会計になります。

款項、収入済額の順にご説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税 11 億 9,778 万 9,920 円、不納欠損額 3,879 万 9,285 円、収入未済額 2 億 2,375 万 3,133 円。昨今の国保税の収納状況を申しあげますと、現年度分と過年度分がありますが、現年度分につきましては、平成 30 年度 93.78%の収納率となっております。昨年に比べて 0.4%ほど増加しております。また、過年度分につきましては 31.61%で、昨年度より 3.1%の増となっております。

次のページをお開きください。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 86 万 2,270 円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 8 万 3,000 円。

4 款県支出金、1 項県負担金 1,531 万 8,000 円、2 項県補助金 38 億 311 万 9,433 円。

5 款財産収入、1 項財産運用収入 3 万 8,022 円。

次のページをお開きください。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金 4 億 5,688 万 4,882 円、2 項基金繰入金ゼロ円。

7 款繰越金、1 項繰越金 3 億 6,285 万 4,350 円。

8 款諸収入、1 項延滞金及び過料 2,965 万 5,127 円。

次のページをお開きください。

2 項預金利子 162 円。

3 項雑入 164 万 8,881 円。

歳入につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 歳入について執行部より説明をいただきました。

質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がなければ質疑を終結します。

次に、歳出について一括して説明を求めます。

お願いいたします。

保険課長 274 ページをごらんください。

歳出になります。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 4,946 万 7,104 円、2 目連合会負担金 181 万 6,232 円。

2 項運営協議会費、1 目運営協議会費 22 万 4,959 円。

3 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費 42 万 7,032 円。

次のページをごらんください。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費 32 億 3,589 万 2,086 円、2 目退職被保険者等療養給付費 2,880 万 6,763 円、3 目一般被保険者療養費 2,131 万 7,569 円、4 目退職被保険者等療養費 9 万 1,394 円、5 目審査支払手数料 1,160 万 407 円。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費 4 億 1,908 万 4,342 円、2 目退職被保険者等高額療養費 629 万 5,151 円、3 目一般被保険者高額介護合算療養費 10 万 9,306 円、4 目退職被保険者等高額介護合算療養費ゼロ円。

3 項移送費、1 目一般被保険者移送費ゼロ円、2 目退職被保険者移送費ゼロ円です。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金 1,075 万 4,870 円になります。

次のページをごらんください。

2 目支払手数料 5,040 円。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費 480 万円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、1 目一般被保険者医療給付費分 12 億 7,970 万 976 円、2 目退職被保険者等医療給付費分 1,057 万 1,975 円。

2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分 3 億 8,090 万 4,017 円、2 目退職被保険者等後期高齢者支援金等分 346 万 6,333 円。

3 項介護納付金分、1 目介護納付金分 1 億 3,345 万 5,891 円。

4 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、次のページになります、1 目共同事業拠出金 945 円。

5 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費 260 万 6,171 円。

2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費 3,725 万 6,388 円。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目支払準備積立金 1 億 1,924 万 3,000 円。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金 393 万 8,825 円。

次のページをお開きください。

2 目退職被保険者等保険税還付金 4 万 3,075 円、3 目償還金 6,300 万 2,337 円、4 目一般被保険者還付加算金 4 万 9,400 円、5 目退職被保険者等還付加算金ゼロ円です。

8 款予備費、1 項予備費、1 目予備費ゼロ円でございます。

大変失礼しました。主要施策調書につきまして記載をしております。主要施策調書につきましては 129 ページから 137 ページに記載をしております。

以上でございます。

委員長 執行部からの説明が終わりました。

委員の皆さん、質疑ありませんか。

古川委員 施策調書の 131 ページなのですが、出産育児一時金についてちょっとお伺いしたいんですが、例えば平成 30 年度の実績を見ますと、出生数が市計で 363 件、支給件数が 25 件ということで、出生数をずっと平成 25 年度から見ると、出生数は若干減ってはい

るような感じですがけれども、そんなに変わらない。けれども、この国保での支給件数は約半分ぐらいに減っている。これはどういうふうに見ればいいのでしょうか。

保険課長 ご指摘のように出生数につきましては市全体でございます。支給件数について、国保の加入者に支給をしております。国保の支給件数が減っているということでございますが、基本的には国保の加入者層が高齢者層が多くなっている。なぜかといいますと、社会保険の適用拡大等で若い人がある程度金額が少ない、月8万8,000円とか、その辺で収入を得ている人でも、社会保険の適用拡大で国保から社会保険のほうへ抜けていく傾向がございます。これはまた2年ぐらい先にその8万8,000円がさらに下がって若い層が社会保険のほうに抜けていく傾向がございます。よって、国保のほうは、どうしても会社が終わって年金とか、65歳ぐらいまでは社会保険に入っていますけれども、それから74歳までですか。ですから、国保の加入者層の割合が高齢者層と言われる部分が多い状況でございます。実際やっぱり出生に関しますと20代から40歳ぐらいまでかなと。ここの部分の若年層と言われる部分の加入者層が減っている。よって、出生数もそれに引きずられて減っているという傾向でございます。

古川委員 わかりました。

ということは、国保でいただいている方は少ないけれども、残りの方はみんな社会保険のほうでいただいているんだということなんですね。

保険課長 基本的には社会保険に加入していれば、社会保険のほうから出産育児一時金が出ますので、国保と両方加入ということはないので、自分が加入している健康保険組合、そちらから出ますから。当然、国保のほうでは出す必要はないので、それぞれの市民の皆様が加入している保険の組合なりから出ているということです。

古川委員 わかりました。

委員長 その外質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

以上で国民健康保険特別会計（事業勘定）の質疑を終結いたします。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の審議に入ります。

歳入について一括して説明を求めます。

執行部、お願いします。

保険課長 決算書の384ページをごらんください。

なお、主要施策調書につきましては150ページに記載をしております。

それでは、ご説明します。

歳入になります。

款項、収入済額の順にご説明いたします。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料4億8,849万3,190円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 7 万 7,000 円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金 1 億 2,363 万 3,856 円。

4 款諸収入、1 項延滞金及び過料 11 万 3,900 円、2 項償還金及び還付加算金 14 万 2,400 円。

次のページをお開きください。

3 項雑入ゼロ円です。

5 款繰越金、1 項繰越金 183 万 7,200 円でございます。

収入につきましては以上でございます。

委員長 執行部からの説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

次に、歳出について一括して説明を求めます。

保険課長 388 ページになります。

款項目、支出済額の順でご説明します。

1 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合納付金 6 億 1,237 万 3,666 円。

2 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 14 万 1,000 円、2 目還付加算金 2,800 円。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金ゼロ円。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費ゼロ円です。

歳出について以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 執行部からの説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、なければ質疑を終結いたします。

以上で後期高齢者医療特別会計の質疑を終結いたします。

以上で議案第 65 号 平成 30 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部の入れかえをお願いいたします。ご苦労さまでした。

休憩 (午後 3 時 16 分)

再開 (午後 3 時 17 分)

委員長 再開いたします。

執行部関係者が出席いたしました。

これより議案第 65 号 平成 30 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

議案第 65 号の採決を行います。

議案第 65 号は原案のとおり認定すべきものとするにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、よって、議案第 65 号は原案のとおり認定すべきものとするに決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部の皆様、大変お疲れさまでございました。

休憩 (午後 3 時 18 分)

再開 (午後 3 時 30 分)

委員長 再開いたします。

請願第 3 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。

では、最初に、事務局に請願書を朗読していただきます。お願いします。

次長補佐 それでは、朗読いたします。

請願第 3 号。紹介議員、那珂市議会議員、笹島猛。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願。

請願主旨。

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など、対応に苦慮しています。豊かな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、教職員の定数改善を行うことにより、教職員の働き方改革も進みます。教職員が余裕を持って学校教育に当たれるようになり、教育の質を高められます。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。

国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2020 年度政府予算編成において本請願事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

請願事項。

- 1、計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること。
- 2、教育機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

2019 年 8 月 5 日。

茨城県水戸市笠原町 978—46、茨城県教職員組合、杉山繁外 181 名。

続いて、2 枚目が意見書（案）となっております。

内容につきましては、こちらの 1 段落目、2 段落目につきましては、ただいま読み上げた請願趣旨と同様でございます。

3 段落目、よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

その下の 2 項目の請願事項は先ほどと同様でございます。

提出先につきましては、下の 6 人という形になっております。

以上です。

委員長 ただいま請願を読んでいただきました。

委員の皆さんのご意見はございませんか。

（なし）

委員長 特別ご意見がなければ終結いたします。

では、これより討論に入ります。

（なし）

委員長 討論を終結します。

これより請願第 3 号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第 3 号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 全員挙手と認め、請願第 3 号は採択すべきものと決定いたしました。

なお、本会議で採択された場合は、意見書を提出いたします。

請願につきましては以上でございます。

続きまして、その他といたしまして、3 件の案件がございます。

まず初めに、茨城県市議会議長会議員研修会の出席者について協議いたします。

全員協議会でも説明がありましたとおり、11 月 18 日月曜日、19 日火曜日の 2 日間、茨城県市議会議長会の今年度第 1 回目の議員研修会がございます。研修会場はテラス・

ザ・ガーデン水戸、翌日の視察研修は那珂核融合研究所となっております。

教育厚生常任委員会から1名の出席者を選出したいと思います。。

これはどなたにいたしましょうか。みずから行ってみたいという方がおりましたら。

(発言する者あり)

委員長 じゃ、積極的な挙手がありましたので、小泉委員に出席をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

続いて、「議員と語ろう会」についてを議題といたします。

本日は、7月の「議員と語ろう会」に出た意見について、記録担当の方がまとめたものを配付しております。

まず、記録担当のお二人から当日出た意見について簡単に説明をお願いいたします。

そうしますと、小泉委員からお願いいたします。

小泉委員 7月27日土曜日9時半からふれあいセンターごだい多目的室で行われました「議員と語ろう会」の報告書になります。

A班4名、それからB班3名、C班4名の方からそれぞれ意見をいただきました。出た意見については、箇条書きでここに記載したとおりです。

主なものを上げれば、やはり幼稚園関係で、ひまわり幼稚園に集約されたことでバスの送迎であったりとか、そもそも幼稚園は地元にあるべきだと、それから幼稚園の跡地どうするんだというようなご意見をいただいております。

それから、小中学校に関しましてはエアコンの設置、今後の小学校の統廃合、また、小中一貫校で小中の交流をふやしてほしい等のご意見をいただいております。

そのほかさまざまご意見ありますが、複数出たところでは、あとは子供会の解散。それから自治会の加入率が下がっていることに対して何かやっていかなければいけないんじゃないか。こども課に関しては廃品回収の助成金を復活してほしい等のご意見をいただいております。その他もろもろの意見については記載のとおりです。

委員長 では続いて、副委員長。

副委員長 性格が出ていて細かくは書いていないんですが、大体、その次の日の図書館で行った「議員と語ろう会」のほうの内容を書かせていただきました。大体この言葉は違いますが、今、小泉委員のほうが言われたのとほぼ似たような自治会の加入率の低下、学校の統廃合、やっぱり子供会の交流イベントが少なく感じるとか、似たような内容になっております。2日間通してかなり似通った内容だったのかなというのが多いです。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

これを何項目かにまとめて、広報に載せるものと、出た意見の中で特に委員会として取り上げて調査をしていくものや議会の中で共有しておくべきものなどがありましたらご意見をお願いいたします。また、当日の感想などの意見でもよろしいですので、こちら

を参考に見ていただいて、そういうものがありましたらお願いいたします。

これはお一人ずつ聞いていってもよいでしょうか。少し読む時間があつたほうがいいですね。

それでは、読まれた感想、「議員と語ろう会」に出席したときの抱いた感想でもよろしいですので、一人ずつお願いいたします。

寺門委員から。

寺門委員 まず1点目が小学校の統廃合について、いくつか行わないでほしいとか出ていますので。あとは小中学校のトイレの洋式化を進めてほしい。それから、子供会について、これは何でしょう、もう一遍、子供会そのものを考え直してほしいというのと、予算については廃品回収等で上がったものを使えないかというようなことだと思います。

あと、「議員と語ろう会」について、参加者が少ないようだという当日の参加者のご意見なので。しかも、周知はどのようにしているんでしょうかという問い合わせ等もありましたので、もう一度その辺は参加者をふやすためにどうするかというのと周知について考えたいというふうに思います。

以上です。

中崎委員 やっぱり一番感じたことは出席者がちょっと少ないかなと思われま。各議員、サクラではないですけども、後援会、あるいは知人に声をかけて1人3名ぐらいずつあれば40名ぐらいになるとは思うんで、なんとかそのぐらいの数を確保してできればなど、そういうふうに思っております。

議題に上ることは大体同じようなことかなと思います。

小泉委員 そうですね、大きくは、やはり関心が高いのは、教育問題となるとどうしても仕方ないのかなと思いますが、ひまわり幼稚園というのが新しくできたので、ここに関心がいっているのかなというところと、小中学校の子供たち、エアコンについては設置されてよかったねということですけども、今後のあり方について、小中一貫なんかもそうですけども、なかなか市民に小中一貫の意図が伝わっていないというようなところもあるのかなというふうには思いました。

あと、子供会については、やはり自治会の加入率が下がっているという中で、自治会活動とリンクして子供会がすごく弱体化していて、今、加入者が少なくなっている、それから解散するところもふえているというような状況を皆さん心配されているのかなというふうに思います。

この廃品回収というのは前、結構、子供会の資金として廃品回収をやると市から助成が出て、それが子供会の活動資金になっていたところもありましたけれども、これの廃止とあわせてちょうど世の中も変わってきて、クラブ活動だったり子供会に入らない子どもがいるというところで。比較的この助成金を復活させればという意見は前から多く聞くのは聞くなと思いますが、本当にこれが解決策になるのかというのはどうなんだろう

うなというふうには思います。

以上です。

委員長 古川委員、お願いします。感想でもいいですし、ここに出ている内容についてもよろしいです。

古川委員 ご意見としては、これ2日目もホワイトボードに書いたんでしたっけ。

副委員長 書きました。ホワイトボードに。

古川委員 1日目も書いたし、だからいろんな意見が確かに出ているのね。いいことなんだけれども、だからちょっとまとめられないというか。どれも貴重なご意見だと思うんですよ。というのが感想です。

副委員長 なんらかの回答を出してあげたくなったというお話が1件あって、学校に入ってから障がいがおくれて見つかり、クラスの変更に診断書が必要になるとかというのはちょっと聞くのを忘れちゃいましたが、これはなんらかの回答を出してあげたいなと思うんですね、そういうことがないならないとか。この辺、回答できれば何か広報のほうで、1件として取り上げることはできないのかなんていうのは思いました。

あと、印象的だったのは、やっぱりICT教育、英語教育の内容はどうなのかというのは、家庭にも内容を伝えてほしいなんていうのがあったんで、そういう興味を持たれている方もICT教育の授業参観の実施というの也被言われていたんで。結構やっぱり保護者の方も興味を持たれているんだなというの思いました。

あと今、古川委員が言ったように、本当いろんなのにわたってあるんで、何項目かまとめて広報のほうに載せればいいのか。共通しているのが2日間の間にかかなりありますんで。

委員長 ありがとうございます。

2日間通して、私は両方に、そのミーティングの中には1日目は入らなかったんですが、やっぱりひまわり幼稚園のこととか、あと小学校の統廃合はやらないでほしいとか、そういう意見がちょっと気になっておりました。あと、やっぱり出席者が、去年もそうだったのですが、中崎委員がおっしゃられたようにちょっと少ないのは、なんとか議員そのものが声をかけて少し人数をふやしていかなければ。去年と同じ方も結構来ていましたので、あとは逆に若い方もいらしていたので、そういう人の意見も有用であったなど。先ほどのICTの、何をやっているのか親もわかりたいとかいう意見もありましたので、その辺もちょっと広げていきたいと思いました。

以上です。

議長にも聞いてよろしいのでしょうか。議長、2日出ていらしたので、大ざっぱな印象でもよろしいです。

議長 2日間まとめていただいたものの中には、同じ意見が幾つかあると思いますね。それについては、またいろいろ今後の課題として取り上げていくのもよろしいかと思ひますし、

また、その来ていただいた方の中には、自分の話じゃなくて、人の話を受けて来ている方もいますから、ちょっと確認なんかもしていかなければならない点もあるかと思えます。

「議員と語ろう会」、2年目になりましたけれども、やはりいろんな課題がまだ残っているかと思えます。次回については、議運を通していろんな報告会の仕方をまた検討していくべきかと思えますので、その点についてはお願いいたします。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

寺門委員 私も総合的に2日間進めてみて、やっぱり委員長が言われたように、これから先の話、どうしようという話が非常に重要になりますんで、現状認識と課題認識の部分はもう既にできているのかなという気はしまして、今回は執行部的な、どうしてもそれは答えなければという部分がかなりありましたので、それはそれで、我々議会で知る範囲はお答えしていいんですけれども、やっぱり先どうしようねというところをみんなでも討論できるようなふうに、そういうふうに話し合いができればいいなというふうに思いました。それをやるには、やっぱりテーマをもう少しわかりやすく具体的なもので絞ってというのがいいのかなという気はしております。

あとは、議運のほうでもちょっと研修のほうに行ってみますんで、またしっかりとちょっと対策については考えていきたいと思えます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

小泉委員 すみません、ここには書いていないんですけれども、1日目は那珂高生ですよ、高校生が2人参加してくれて。非常にそれはいいことかなというか、18歳に選挙権も下がりますし、そういった中で、そういった若い方がこういったことに参加してくれたというのは非常に大きいなと思まして。逆にテーマをもっとやさしくして、そういう方たちと語るというような機会もあってもいいのかなというふうには思ったところです。

委員長 ありがとうございます。

今、皆さんからいただいた意見をばばばとはなかなかまとめられないんですが、重立ったところをお話ししますと、幼稚園の統合による、遠いからバスをとるか、不便とかいう意見がまず出ておまして、中には統合しちゃうともともとあったところが地元の起点みたいになっていたんで、それがなくなっちゃうと地元で若い人が住まなくなっちゃうので寂しいとか。あと、これは小学校の統廃合も行わないでほしいという意見の中には、同じように若者が住まなくなるとかいう意見もあったのです。

あとは、やっぱりICT教育の授業参観を見たい。それから、小中学校のエアコン設置は大変よかったとか、子供会について、それから出席者、参加者がちょっと少なかったとかいう意見もありまして、あとこれ、議会じゃなくて、最終日に全員協議会で報告す

るということ、これは教育厚生常任委員会としてするんですね。それと、同じもので議会だよりに掲載するという意味もありますので、きょうここで今全部まとめるのはちょっと難しいですね。じゃ、後でまとめましょう。

（「回答はつけるんですか」と呼ぶ声あり）

委員長 いやいや、回答はつけません。ただ、こんなのがありました。ほかの委員会も何項目かによりますので、教育ばかり多くても変でしょうし、少なくとも変でしょうし。

じゃ、その辺は委員長、副委員長に……

古川委員 環境面、ICTとか設備の環境面で、1個1個書くんじゃなくて、こういうこと、こういうような要望がありましたとかまとめていただければ。

委員長 そうですね。じゃ、その辺はまとめさせていただきます。もしまとめたものについて異議がある場合は、後で教えていただければと。

それでは、「議員と語る会」についてはそのように決定いたします。

続いて、調査事項について議題といたします。

今年度の調査事項については、教育環境の現状把握といたしまして、5月に旧本米崎小学校を活用した学童保育園、子コロっコロ本米崎クラブの視察を行いました。また、7月にはひまわり幼稚園の新たな取り組みである専門の指導員による運動指導と給食の提供についての視察、それから学校のエアコン設置の状況確認を行いました。

本日は、皆様から今までの視察についてのご意見をいただき、振り返りを行いますとともに、今後の調査の進め方について意見交換をしたいと思います。

お手元に資料をお配りしております。目を通していただきながら、まとまった方からご意見をお願いいたします。

ですが、この3件の調査事項の感想をお話いただくのはもちろんなんですが、この先、調査事項として調査を重ねていくか、あるいは今回のこの調査で、調査事項としては終了にするかもあわせてお願いいたします。

大きなくくりでいいですので、この3つの研修視察についての感想を、細かく一つ一つでなくてもいいですので、感想をお願いしたいと思います。

副委員長 本米崎の学童であります子コロっコロ本米崎クラブ、これが一番、多分最初に行った、5月に行ったところだと思うんですが、本米崎小学校の廃校利用という形でやっていただいて、まだまだたくさんの子供たちが受け入れ可能な民間の学童施設ができたというのは、環境も含めて大変素晴らしいなと思いました。もともと小学校だという利点というか、子供たちの遊び場の確保であったり、図書室の状況、たくさんの子供たちがもっとわかっただいて、何か使ってもらえればいいのになんていうのは率直に思った感想です。

ひまわり幼稚園は、ALTの英語教育のほうは見れませんでした。体操指導が大変素晴らしいなと、子供たちが生き生きやっている姿を見て、いい教育を行っているな、本

市もと本当に思ったところですよ。給食も、子供によっては好き嫌いがあるって、残す子も、目の前にいて食べないのなんていう話もしましたが、週2回の給食であれば、みんなと同じものを食べていいんじゃないかなというのも思いました。ぜひとも英語教育というのはちょっと見てみたいような、どのような、そうですね、英語教育、せっかく隣なんですから、機会があれば見てみたいなと思いました。

エアコンに関しては、夏休み前に設置は完了していたんですが、実際の使用回数は天気の関係でまだ使用していないということなので、今はもう実働しているんだと思うんですが。とにかく暑いとき、子供たちがこれから勉強する環境の中で、涼しく勉強できるという環境をいただいたということは、本当によかったと思っています。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

では、続きまして古川委員、お願いいたします。

古川委員 まず、子コロっコロに関しては、市のほうに要望するかしらないかと言っていた例の固定資産税の件。これはちょっとはっきりしたほうが、要望するのかしらないのか、そう思います。

あとは、ひまわり幼稚園のほうは、ALTはあれでしたけれども、いい環境のもとできているので。ただ、あのときに園長、副園長先生に確認したときに、スクールバスが必要だという声はないと言っていましたよね、今通っている子の親からは。だけれども、さっきの語ろう会なんかではそういうご要望が出ているということはどうなのかな、これから通わせようとしている人が、あれば通わせるんだけれどもみたいなことなのか。だから、ちょっと現場のあれとちょっと違うのはどっちなんだ、どうなんだろうというのをちょっと感じました。要望があっても、もう入っちゃっているわけだから言わないのかなと。それで満足、納得して入っているんだから、そういうものなのかなという気もしました。

あと、学校のエアコンについては、副委員長もおっしゃっていたように夏休み前はなかなか涼しくて使う機会がなかったですけども、もう9月に入ったら大活躍だそうで、本当に入れていただいてよかったという、学校の先生からは今でも、最近はよく言われます。

ただ、気になるのは例の使用マニュアル、何でしたか。マニュアルじゃなくて運用方針か。運用方針が教育委員会で定めたものが各学校に伝達したとあるんですけども、つける時間をずらしてくださいとか、温度は何度以上にしてくださいとか、いろいろあって、その辺が学校として苦慮していなければいいなというようなのがちょっと感想です。

以上です。

小泉委員 学童保育のほうは、やっぱりちょっと、授業自体はすごく熱心にやっていたらしゃってすばらしいなどは思いましたけれども、廃校利活用というところの問題点があるの

かなど。というのは、その事業の規模と建物の大きさというのは合っていないだろうなというふうに思います。都市計画法上の問題もあって、要望ありましたけれども、固定資産税がということですけれども。やはりあれだけの大きさの学校となれば、当然評価も上がりますし、固定資産税が高くなるのもやむを得ないのかなというふうに思います。廃校の利活用、特にこの調整区域の廃校の利活用という、所有権を移転しなければならないとか、賃貸ではだめなんだというようなところのそもそもの問題点を大きく含んでいるなというのをすごく感じました。

これは空き家対策でも、調整区域の場合には貸せないとかというところで、空き家バンクの登録を見送っているというようなこともあるかと思います。根本的に那珂市のように調整区域が広いところではなかなか空き家の対策というのは、むしろ流通にならない調整区域のほうが空き家の対策をしなければいけないのに、そういったところができないというようなところが如実にあらわれているかなというふうには思いました。

それから、ひまわり幼稚園に関しては、いろいろ意見が出てくるのはこれからかなというふうには思ってみてはいました。今のところはすごくいい運営をされているなと思いますし、体操教室もすごく、一つになったからこそできることじゃないかなというふうに思うんですね。あれが今までの各園であれば、なかなかそれぞれの園で同じことをやっていくというのは予算上厳しい。だけれども、一つになったからこそああいうことも新しくできるんだという、一つになったメリットというのもすごく感じたところです。

あと、エアコンについては、もう設置されたものですので、あとは有効的に子供たちが過ごしやすい環境をぜひ、運用の中でもね、使わないということじゃなくて、使っただいて、過ごしやすい環境で勉強していただければと思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

寺門委員 学童保育については、先ほど古川委員、それから小泉委員からも話がありましたように、固定資産税の件はきちんと執行部のほうに言っておかないとまずいなという気はします。何でかというところ、こういういろんな市街化調整区域でのああいう学童保育所の開設の仕方というところで、プロポーザルで申し込んできたわけですけども、譲渡であれば参加しませんでしたよというふうにおっしゃっていますんで。その最初の何でしょう、思いがちょっと、今現在は経営はしているんですけども、違っちゃっているのかなという気がしますので、その辺は非常にこれから経営を続けていく上では大切なことなので、もうやめたということにもなりかねないと思いますので。その辺はちょっと配慮が必要かなというふうに思います。

もう1点は、児童が各那珂市内の学区から、那珂市内から集まってくるわけですけども、送迎をしている状態ですよ、30名ということで。それもいろんな小学校区から来ていますので、果たして本米崎だけでというところ経営上どうなのかなという部分も非常に

心配な点で。需要がどれだけ伸びていくかというのも非常に厳しいところがあるのかなということで、ちょっとその辺が心配だなという気はしています。学童保育、内容そのものは大変すばらしいなというふうに思っています。

次がひまわり幼稚園ですけれども、ここについては大変、当初掲げた教育方針にのっとって進められているので、いい滑り出しだなというふうに思いますし、ただ1点、ALTの問題については、ずるずると半年間できませんでしたということで。今後、来年の園児募集について影響がなければいいなということで、この辺はいま一度、教育委員会のほうに、学校教育課のほうにも申し入れをして、十分注意をしておいたほうが、配慮するよということによっておいたほうがいいかなという気はします。

それから給食なんですけれども、週2回ということを実施をしていますけれども、一緒に食べられて私も大変貴重な経験でしたけれども。私の班は3人ほど完食できず、これも嫌い、あれも嫌いと言っていたんで、それはこれからの課題であり、順次、給食を続けていくことで、中には保護者と一緒に食べる機会もあるでしょうから。どんどんよくなっていくんだろうなという。楽しく食べるのはいいことだなというふうに思いました。

それから、エアコンについては、9月に入っても使っておって、非常に快適だという子供たちの声は聞いています。ただ、先生が設定しているので、子供たちの体感というのはもう少し、いろんな子がいるので、暑いとかいうのもありますし。その辺の状況ももっと、これから使っていくことでより適した環境の提供をしていってほしいなというふうに思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

中崎委員 学童保育180人を目標にしているということですがけれども、現在20名。なかなか経営が成り立たないんじゃないかと思えますけれども。ここの経営方針とか経営理念というのは、私らが見ても非常に立派な考え方で、経営者もしっかりしているなと思えますね。これが果たしてちゃんとできるかどうか、この辺は難しいところかなと思えます。

あとは、ひまわり幼稚園、できたばかりですので、非常にいい施設だしよくやっていると思います。

エアコンは皆さんのご承知のとおりでございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

私の感想を。学童保育園子コロコロ本米崎クラブ、これもなかなか本米崎小学校の跡地利用が決まらない中で、開園という運びになりまして、理事長その他お話しておりますと、大変経営の方法というか理念はしっかりしたものを持っておりまして、先生方も熱心に保育に当たっていらっしゃるなという印象は受けました。そして、やっぱり人数ですね。現在の人数が最終目標にはなかなか届いていないという現在の状況がありま

すので、これから付加価値をつけていくことで人数もふえていくだろうというようなお話をされておりましたので、ほかのところにはないような学童保育の内容を少しずつ広めていっていただいて、ますますこの学童保育が発展していっていただくことを望んでおります。

さらに、先ほど出ました固定資産税の問題ですが、これは私としましては、市のほうに何か要望はありませんかというお話をさせていただいて、よもやそのような内容が来るとは思っていませんでしたが。いろいろ市のほうにそのことを話すべきか、あるいは教育厚生常任委員会として視察に行って、伺ってきた内容をそのまま話すべきか、ちょっと私は悩んでおります。後でちょっといろんな相談をさせていただいて決めていきたいなと思います。やっぱり教育厚生常任委員会として視察に行って、その枠を超えているのじゃないかなというような印象も私は受けるんです。子コロっコロ自体はこれからも学童保育の受け皿として大いに発展していただきたいなと思っております。

それと、ひまわり幼稚園は、最初、ALTの先生がなかなか決まらなかったということですが、きょう伺いましたら、9月から決まりましたということですので、体操指導とALTというのはひまわり幼稚園の目玉だったものですから、これが完全に両方体制が確立されたことはよかったなと思います。

今まで小さい、私は五台幼稚園だけしか見ていなかったんですが、本当に10名くらいの幼稚園で、それはそれでよかったのですが、あの大きな幼稚園になって、子供たちもそれなりに大きな幼稚園であるためにできることもいろいろありますので。那珂市の幼稚園としてますます子供たちがそこで学んでいけたら素晴らしいなという印象を受けました。

エアコンにつきましては、これは既に設置されておりますので、よかったねという意見を聞きますので、これについては皆さんご存じのとおりであります。

以上です。

議長 教育厚生常任委員会のほうでの視察、まず学童保育の子コロっコロ本米崎ですね。いろんな意見が出ている中で、やはり先ほどの、委員長からも話がありましたように固定資産税の減免ということなんですが、これについてはもう既に契約をするときにいろんな話はされて、執行部とはやってきたと思うんですね。ですから、その中で、施設のほうでも目標は最大180名ぐらいを見込みながらいけば、ある程度経営的にもよかったのかなというのが、なかなか生徒さんも集まらない状況になれば、そこでの運転というか、その事業も大変なのかなというのは感じることができましたから。ただ、これを減免にするということは、民間でほかでまだまだやっている事業者もありますので、そこについてはちょっと慎重にいかなければならないかと思えますね。

特に今、那珂市内でも民間で学童保育を進めている方も多いですから、やはり子供が少ない中での生徒の取り合いと言ったら変ですけれども、募集になってくるかと思えます

ので、その辺の大変さも出てくると思いますね。

あと、ひまわり幼稚園については、ALTの先生が今度9月から配属されたということなんで、逆に一度そういうのも見させていただくのも一つの方法かなと思います。この委員会、来年の3月9日が任期ですけれども、その前に改選がありますので、もうこの12月いっぱい調査事項についてもまとめなければならないということもありますので、新たな調査じゃなく、今この上がってきた視察をさせていただいた調査をした中を総合的にもう一度まとめて、今後の方向にしていければよろしいかと思います。

あと1点、エアコンなんですけれども、設置できて本当に子供たちよろしいかと思いません。中にはエアコンがつくと、まだそのほかに要望する方がいて、特別教室が暑くて授業に大変になると。だから、一つの教室がもう設置されれば、今度は次のまたそっちに目が行くというかね、そういう方の意見も実際今入ってきている状態です。ただ、学校としては、和式のトイレを洋式にかえるという話で進めているんで、そこまでの予算がなかなか回らないという現状ですけれども。何かそういう意見も最近は逆に出てきているのも事実です。

以上です。

委員長 それでは、皆さんから意見をお伺いいたしまして、内容はまとめるのですが、今、議長からお話がありましたが、今後の調査の進め方といたしましては、今お話がありましたように、この前ももう来ていますが、2月十何日に選挙がありまして、改選がありますので、メンバーももちろんかわると思います。ですから、これから調査を進めていくというのは難しいなと私的には思っております。今回のこの調査を報告書のような形でまとめて、調査を終了するという方法で考えていってよろしいか、それともまだちょっと違う方法があるんじゃないかというお考えがありましたらご意見をお願いいたします。

(なし)

委員長 ご意見がないようですので、今回のこの3件について、今、皆さんからお話いただきましたのとあわせて報告書という形でまとめて、今回の調査は終了ということによろしいでしょうか。

古川委員 報告ということは、こういう視察、こういう調査事項で視察とかを行いましたで終わる報告書ということですか。それともさっき言った、私が言った固定資産税の件とか、執行部にいわゆる要望書という形ではもう出さないということですか。

委員長 例えば要望書という形で出そうと思いましたが、この今の内容で要望書というのはその件だけですよね。そのほかで執行部にあれしてとかいうのは現在ないですよね、今の調査の話で。そうすると、その件だけの要望書となりますので……

古川委員 だから、別に1点だから要望しなきゃいけないなんていうことはないわけで、必要であれば要望はしなければいけない。ただ、要望すべきものかどうかということでしょう。

委員長 そうです。

古川委員 だから、これは例えば、向こうでは、最初からプロポーザルのときには無償賃借という条件だったから参加したんだと。ところが、誰の都合なのかどうかわからないけれども、いわゆる調整区域ということでそれができなくなってしまうと。役所として、固定資産税がかかってしまいますがよろしいですかと言って、いや、それでもやらせていただきますと言ったんだらば、それはあれですけども。だから、ちょっと要望書の前に1回確認をしていただいて、いや、実はそういう話はするの忘れちゃっていたんだというのであれば、これは強く我々もね。それは逆に何か、言葉は悪いけれども、詐欺だろうとなっちゃうから。その辺の調査は1回確認をしていただいたほうがいいのかなと思います。

小泉委員 すみません、これは私、職員時代でしたので、空き家関係にいましたんで、廃校の利用というところで相談を受けたこともあるので、若干わかってはいるんですが、市が隠してということはないです。当初のプロポーザルはもちろん賃貸でも売買でも、譲渡でもというところで始まったと思いますが、ただ、都市計画法上の問題で、これは賃貸ではだめだということが途中でわかりましたんで、そのときにはしっかりと事業者のほうには伝えてあって、固定資産税の金額というのをわかった上で参加しているというのが、これが基本だと思います。これは多分間違いはないですし、もちろん私の記憶ではあるので、政策企画課に聞いてもらえれば多分同じ回答が返ってくるんじゃないかなと、そこは思います。

ですので、ちょっと副理事長さんがあのとき言っていたのとは違うなど。あのとき私も現場でも言いましたけれども、少なくともだまし討ちのように政策企画課のほうで利活用を決めたくて強引に進めたと、黙っていて進めたということだけは絶対にないと思います。これは言えると思います。

寺門委員 今、文書の中にも、小泉委員が言ったように載っていますけれども、政策企画課の人の一生懸命さになんとか実現したいと、こういう思いがあった。それはそうだろうとは思いますが、それはちょっと、やっぱりこの辺がかけ違いがあるのかなという気はするんですね、気持ち問題でね。やるには問題はないんだけど、だから、その辺はやっぱりどうだったんですかねという話は聞いてもいいような気がするんだよね、確認はね。別に固定資産税まけろとかいう話じゃなくて、どうでしたかねという話は、直接やりとりをして。

委員長 一応、確認だけはしますかね。

(発言する者あり)

委員長 その件は確認します。政策企画課ですね。それは確認いたしまして、報告します。この今議会中に。

寺門委員 説明してもらえばいいじゃないですか、この委員会で。別に調査ですから構わないですよ。

委員長 じゃ、こっちから行くよりも来てもらったほうが、皆さんも一緒に聞けますものね。

議長 もしあれでしたら非公開でいいですから、公開しないで、委員会だけは出してもらおうと。

委員長 日にちを改めて来ていただいて。

議長 都合もあるでしょうから。

委員長 そうですね。それは、そのように申し入れます。

古川委員 12月までは普通に委員会でできるわけですよね。だから、12月までは休会中の継続調査で。12月で終わりにすると。

委員長 ただ、12月にはまとめたいじゃないですか、やっぱり。だから早いうちに……

古川委員 12月の定例会中の委員会で最終決定をして、そのときまでにまとめていただいたものを皆さんにお諮りして、これでいいでしょう、じゃ終わりでしょうでいいんです。

委員長 それでは、調査事項についてはそのような形で説明というか、来ていただいて、内容を聞いて、その後に報告書みたいな形でまとめて最終的なものにしてよろしいでしょうか。来ていただいて、話を聞いて、その結果を報告書にするか。

それはそのようにいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 そのほか皆さんのほうからはきょう何かありませんか。

寺門委員 さっき議長もひまわり幼稚園のALTの先生が来たというようなことなので、ぜひちょっと確認をしたいなど。あれはひまわり幼稚園の売りですから。

(発言する者あり)

委員長 固定資産税の件と同じ日にね。じゃ、そのような形で。

寺門委員 ぜひちょっと見てみたいなと思います。

委員長 何曜日というわけじゃないんですよね、ALTはね。ずうっといるんですよね。

寺門委員 常駐ですからね。

委員長 じゃ、それはちょっと調整します。

寺門委員 園児たちにも聞いてみたいな。

委員長 では、以上のように決定いたします。

本日の審議は全て終了いたしました。

以上で教育厚生常任委員会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会（午後4時30分）

令和元年11月26日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 筒井 かよ子